

第五十五回国会
衆議院

科学技術振興対策特別委員会議録 第十七号

昭和四十二年六月二十七日(火曜日)

午後三時五分開議

出席委員

委員長 矢野 絢也君

理事 小宮山重四郎君

理事 中曾根康弘君

理事 渡辺美智雄君

理事 三木 喜夫君

理事 秋田 大助君

理事 岡本 茂君

理事 世耕 政隆君

理事 箕輪 登君

理事 三宅 正一君

理事 吉田 之久君

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 榮作君

國務大臣 二階堂 進君

出席政府委員

科学技術政務次官 始関 伊平君

科学技術庁長官 小林 貞雄君

科学技術庁原子力局長 村田 浩君

委員外の出席者

原子力委員会委員 有澤 廣巳君

原子力委員会委員 山田 太三郎君

参事(原子燃料公社理事) 今井 美材君

参事(原子燃料公社理事) 丹羽 周夫君

参事(日本原子力研究所理事長) 丹羽 周夫君

参事(日本原子力研究所理事長) 丹羽 周夫君

参事(日本原子力研究所理事長) 丹羽 周夫君

参事(日本原子力研究所理事長) 丹羽 周夫君

参事(日本原子力研究所理事長) 丹羽 周夫君

参事(日本原子力研究所理事長) 丹羽 周夫君

参事(日本原子力研究所理事長) 丹羽 周夫君

参事(日本原子力研究所理事長) 丹羽 周夫君

参事(日本原子力研究所理事長) 丹羽 周夫君

参事(日本原子力研究所理事長) 丹羽 周夫君

参事(日本原子力研究所理事長) 丹羽 周夫君

参事(日本原子力研究所理事長) 丹羽 周夫君

吉田之久君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員吉田之久君辞任につき、その補欠として佐々木良作君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

原子力基本法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)

動力炉・核燃料開発事業団法案(内閣提出第七三三号)

○矢野委員長 これより会議を開きます。

原子力基本法の一部を改正する法律案及び動力炉・核燃料開発事業団法案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

最初に、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

ただいま議題とした両法案の審査のため、本日、原子燃料公社理事長今井美材君及び日本原子力研究所理事長丹羽周夫君を参考人として意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○矢野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○矢野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石野久男君。

○石野委員 私は、ただいま審議しておりますこの事業団法については、さきに本会議でも質問いたしました。きょう総理においでいただいたのは、この法案を審議する過程で、この動力炉及び核燃料の自主開発の面で、この法案の現状のままで、なかなか自主開発は言うべくして行ないがたいのではないかと懸念される面がたくさんござい

ますので、この際総理から、この法案に関し以下お尋ねします点についてはっきりとした所見を承っておきたいと思ひます。

まず第一に、この法案が原子力基本法と平和三原則を完全に守らなければいけないという事は、もうだれもわかつていて、これは事実ですが、この法案の示すところにより、燃料公社法がなくなりますが、基本法第七條で、原子燃料公社に対しては、核燃料の国家管理という規定が定められておるのではありませんか、事業団法ができたその時点で、核燃料の国家管理というものがどこかへ消えてなくなってしまうおそれがある。こういう重大な基本法の精神の破壊というものが起るわけではございませんか。この事業団法の制定にあたって、総理は基本法は絶対に変えませんが、変更するつもりはございませんかという事を言っているにもかかわらず、事業団法の中には、そういう点でわれわれの理解しにくい点がありますので、これは政府の意図するものと違ふのではないかと、こういうふううふうに考えておられるか、この点をまず最初にお聞きしたい。

○佐藤内閣總理大臣 これはもう私が申し上げるまでもなく、原子力基本法がございしますから、平和三原則、これを守らなければいけない。また、その立場に立つて今回の事業団もつくられるわけでありまして、また、基本法にのっとってこれからの運営される、かように私は考えております。原子力委員会等におきましても、それらの点では何ら疑問を存しておらないのであります。

ただいま言われます核燃料の国家管理、これが民有に移っているのではないかと。そういう点はござい

ざいますけれども、しかし御承知のように、原子炉等規制法がございしますから、平和利用あるいは安全という点については、その規制法の適用でこれは十分でございします。したがって、いま心配されるような点は全然ない、私はかように考えております。

○石野委員 政府はしばしばそういう点御説明をなさるのですが、基本法の第十條には、核原料物質の輸入輸出の問題について、やはり国家管理のたいていから、政府が指定する者に限ることが規定されているわけですか。ところが、本法の制定にあたって基本法の改正がありましたが、それは第七條と第十七條の規定であつて、こういう十條の規定なんかには手を加えていない、こういうようなところから政府の考え方の落ちがあるのではないかと。また、基本法の基本的な精神を踏まえていこうという、そういうかまが欠けておられるしな

いかという懸念を持します。もしそうでないならば、やはりこの法案が早急の間にできたということにおける何かの間違いであらうかと思ひます。こういう点はどうしてももう一べん再考すべきである、政府は基本法を守るのだという立場で考えなければならぬのじゃないかと思ひます。そういう点では、政府としては再考する用意がございしますか。

○佐藤内閣總理大臣 御承知のように、核物質、核燃料、こういうものは平和利用はいたしますけれども、これを軍事的に使うというふうなことは一切しない。何れも実は申し上げております。基本法ばかりじゃございません。もう日本の憲法自身がかういふことについては非常に敏感でございしますから、私は何らの懸念を持っていないのです。いまつくもののがそれらの点について非常にいいまいだというような点があれば、これは御指摘を

六月二十七日

委員佐々木良作君辞任につき、その補欠として

第二類第三号

科学技術振興対策特別委員会議録第十七号 昭和四十二年六月二十七日

願いたいと思ひますけれども、私はもうそういうことはしないと思ひますので、どうかたびたびの声明その他もひとつ御信頼願ひたいと思ひます。

○石野委員 これはやはり検討を加えない問題が残るよう思つておるのです。たとえば十条の問題なんかは明らかに何か手を加えなければならぬのじゃないかというふうな考え方をしておりますので、もしそういう点があつたら、これは委員会としてもそういう点について若干の手直しなり修正を加えていかなければならぬ、こういうふうに考へておるので、その点はひとつ政府としても理解してもらわなければいかぬと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 それはもう、これらの点について何ら疑念が残らないように、これは御審議を通じて十分御意見も聞かしていただきたいと思ひます。また、今回は新しいものをつくるのでございまして、ただいまいうような基本的な問題で疑念があつたり疑念があつたりして、わが国の平和利用に暗影を投ずるようなことがあつてはならない、私はかように思ひますので、りっぱなものをつくるようにひとつ御協力願ひたいと思ひます。

○石野委員 私は、この事業団法をつくることによって核燃料及び動力炉の開発をするということに積極的賛成したいと思つておるのです。ただ事業団の、この法案の現状のままで行きますと、開発するといつても、よそのものを輸入してきて、その成果をあげるのじゃ何にもなりませんから、やはり自主開発ということが徹底的に必要だと思ひます。自主開発をするにあつて、原子力十年の歩みの中で何べんかプロジェクトを持ってきましたけれども、総理も長官をやつた経験があるわけですが、それがみな中途で挫折してしまつております。今度の場合は二十年にわたる長期の計画でございまして、途中で腰折れをするようなことがあつてはならないと思ひます。政府はこういう場合に腰折れをさせないためのこ入れといひますか、やはり確固たる方針を持つて

いてもらわないと困るのです。この事業団の中で一番大きな問題は、今度は民間の協力を得てやるといふことでございまして、民間の協力については、現状は確かに民間の協力は積極的に出てゐるようには見えます。しかし十年、二十年という間には財界の変動もあつたりしまして、その民間の協力も必ずしもいま期待してゐるようには得られないのじゃないかという憂いを持つわけですね。そういうときに、たとへば景気が悪くなつたときに財界の諸君が協力体制を引つ込めてしまふ、引き潮のようになつてしまふというふうなことがあつたのでは長期計画は遂行できません。やはりそういう点に対する歯どめをするために、政府に確固たる信念がなければならぬと思ひます。総理はそういう点についてどういふふうにお考へになつておられるか。

○佐藤内閣総理大臣 今回の動力炉の開発、これはたいへんな大事業であります。ただいま資金的な面からいろいろ御心配のような点を御話してございしますが、私は資金も資金だが、また科学技術の力を結集すること、いわゆる国力をあげて総力を發揮しないとできない問題だ、かように思ひます。いま計画されるものを、それじゃ一年間に資金をもつとふやしてつぎ込めば開発の時期が早くなるかといふと、どうもそれはそういうふうな期待できない。原子力委員会のほうからも見えておりますから、それは十分お聞き取りだと思ひますが、これは金だけで全部片づくというものでもないやうです。あまり金をつぎ込みまして、その金が使えないというやうな状態でもあると思ひます。問題はやはり国、民間、その協力が十分実績をあげるようにしたいものだ、かように思ひます。乗り出した以上、途中で引つ込むとか途中で変えろとかあるいはチェックするとか、こういうやうなことがあつてはならないと思ひます。これはたいへんな大事業である、かように考へておりますので、踏み切る以上そういうやうな考へ方でも臨むつもりでございします。

ますし、また、民間の協力を得るといふ観点で積極的に民間とも——資金的ないろいろな計画に協力するやうな形になつておりますから、そういうやうな点でいまのやうな御心配が生ずるのじゃないかと思ひますが、私はこのものは、政府ばかりでなく、民間におきまして、長期開発計画と取り組む、そういう体制ができておる、かようにしかたく信じております。

○石野委員 民間の協力については強い自信を持つてその協力体制を期待しておるということでございますが、私は簡単に総理にお聞きしておきたいことは、こういうことなんです。財界が非常に不況の段階になつたときに、いまはせつかく協力体制をきめてくれているけれども、たとえば五年先、十年先のときに、せつかく大事業なときに財界がいろいろな事情でそれに協力できなくなつてきたときに、体制をどう固めるかということが一番われわれ心配しているところなんです。これには政府が強力な規制といいますか、私は別に国家統制とか官僚統制とかいう意味じゃございせんが、財界を逃がさないで最後の最後までその体制の中にぐつと持ち込んでいくやうなことにするには、何か政府としては手を打たなければいかぬのじゃないか、そういうふうにお考へる。それはいまはつきりしないでしょうけれども、何かそのことを考へる用意は持つていないか、いけなからうと思つておるのです。ただ単に統制はいけなからうと思つて、財界の意向だけに追従して、政府は金だけ出すけれども、都合の悪くなつたときには財界は引き揚げてしまふかたがないのだ、これではいけなからうと思つて、やはりその点に対する総理の何か押えをきかすといふことについての考へ方なり、また配慮するといふ用意があるかどうか、その点をひとつ聞かしていただきたい。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまこれを開発するといひましても、いま二千億が一応予定されておる。その程度のもので、景気が不景氣になつてにつちもさつちもいかならないといふ、そういう事態をいま考へるといふ気持ちになりません。私はこの程度

の問題は、いわゆる不景氣だといひましてもくふうはできるように思つております。しかしそれでもなおできない、こういうやうな場合に政府がその年度の事業をどういふやうにして遂行するか、そのときにひとつ取り組んでみたいと思ひます。私、別に逃げるわけじゃありませんが、この程度のことでは、わが国の国力から見まして、長期にわたることです。これは可能なやうに思つております。いま大事なことでありますから、石橋をたたく必要もあらうかと思ひますが、そこまでは考へぬでもいいのじゃないかと私は案に考へております。

○石野委員 財政はあくまでも綿密でなければならぬと思ひますので、その点を配慮願ひたいと思ひます。

それから私は、この事業の大きなプロジェクトを達成させるためには、金の面と人の面で政府が積極的に体制固めと決意を持つていなくちやいけなからうと思つておるのです。金の面では、先ほどちよつと総理は、金だけつぎ込んでみてもだめだといふことを言つておられました。それはそのとおりで、同時に人を用意しなくちやいけなからうと思ひます。私は、人と金とを用意することによつて、日本の炉の開発と核燃料、原料の開発については、一年でも二年でも期間を詰めるという努力が政府になつたらいけなからうと思つておる。そういう意味で、金の面でも実はいまの二千億を、場合によれば私たちは五千億ぐらいの予定をとつて、その点から二十年の予定を五年ぐらい詰めていくという努力をしてもらいたい。そういう意味で、人の計画と金の計画について政府は積極的な方針を示してもらいたいと思ひますが、その点についての総理の所信をひとつ聞かしていただきたい。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど申しましたやうに、私は金のほうのことでは、まあ金のことではまかせておけというわけじゃありませんが、わりに心配なくいくと思ひますが、問題は人のほうの問題だ、かように思ひます。ことに総力を結集するといふ、そういう考へ方に立つて、先生方といひますか、学者の動員体制、これはなかなかかむずかしい

ことだと思ひます。大体数においても不足ですから、もう大学の人員確保の点について、養成の面でも積極的に乗り出さなければならぬと思ひますが、さらにまた、各部門を結び合わせて総合的に成果をあげる、こういうことに特に力を尽くさない、いまのような派閥争いその他ではなかなかこの大事業は達成できないんじゃないか、かように思つておられます。この点では実はたいへん心配をしております。しかし、いままでのわが国の原子力の発達を顧みますと、そういう背景もだんだんできておるようには思ひますので、今回の動力炉開発というような大事業に取り組む体制にもだんだん近づいておる、かように思ひます。しかしこの点をさらに私どもとしては気をつけなければならぬ。しろうとよりも、そういう意味では専門家の意見を十分尊重していく。そこに原子力委員会に積極的に働いていただくものが多分にありはしないか、かように思つております。とにかく大学からの養成から始め、また既成の方々の総力も結集するにはどうしたらいいか、ここにたいへん問題がある、かように思つております。

○石野委員 私、時間が非常にありませんので、最後に一つだけ何つておきたいのですが、この事業をやるのには、開発の体制でございますが、体制が非常に大事だと思ひます。そういう時点では事業団自身について、時間がないので多く申せませんけれども、どうもやはり事業団は、最初参謀本部的性格だということになっておりますが、実際に法案の第三条が規定してあるように、やはり実施部隊のような性格になっております。こういうことでは、総体的に体制固めをして所期の目的を達成するのは、これだけではどうも思ひます。いではないかという考え方を私たちは持つてゐるわけですね。そこで、事業団自身の体制については、もう少し国会でも練らなくちゃいけないんじゃないか、それから、政府の側としても練るべきじゃないか、こういうふうに私は思つてゐるんです。そういう意味から、事業団自身の体制、それから、事業団と原子力委員会、この委員会との関係、特に私は、委員会の力がもう少し全体として引っぱつていくだけの力がなければならぬだろう、こういうような考え方もしてゐるわけですね。そういう問題については、国会としてもなお引き続いて検討を加えていきたいと思います。この法案だけではちよつと無理なような気がする。それから、全体としての原子力総合開発体制というもののこの際考えなければいけないんじゃないか、かように思つてゐる。政府として、こういうふうに私たちは思つてゐる。政府として、これは法案が出て、まだいろいろ足りないものがあると思ひますので、私たちはこの法案が通過するんじゃないかと別な立場で、やはり検討を加えるべきじゃないかということが考えられます。政府はそういうような用意があるかということが一つ。

それからいま一つは、そういうことをするためには私たちは、場合によれば、こういう科学技術の特別委員会の中にそのための小委員会のようなものをつくつて、政府を輔佐しながら、われわれもやはりその開発についての体制を固めるために一そう強く、その政策の樹立の問題とか、計画の問題とか、実施面、運営面等について、国会の立場からチェックするぐらいの意欲的な面を出さなくちゃいけないんじゃないかというように考え方をしているわけなんです。そういう問題について政府はそれと協力する用意があるかどうか、そういうことについての総理の所見もこの際承らしていただきたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 これはもう科学技術の問題ですから、これで検討は終わつた、こういうものじゃないと思ひます。日に月に新たに進む。そういう意味でそれに負けないようにすることは必要だと思ひます。ただ、この問題は、石野君のたゞいまの御意見を聞いてみると、何だかその時期がまだ早いんじゃないかというようにとれて、この事業団の設立がおくれるのかのような印象を持つてゐるが、私はそうじゃないで、やはり検討は検討として絶えず補充し前進していく、そういうこと

は意気込んでもらいたいと思ひますが、しかし今日この事業団の法律は、早く通していただいて、そうして設立に乗りかかつていただく。また検討していただくことはいいいですけれども、この動き、この運動をチェックするといふ——これはこゝとが不適当で、あるいは検討するといふ意味は違ったところかと思ひますが、やはり新しいものをチェックするといふ、これはどうかと思ひます。どうか積極的にこの仕事をひとつやる、そういう方向で前向きで絶えず検討していただきたいと思います。私は、そういう意味で、特別委員会の中にあるいは専門部会を設けられようと、それは別にとかくは申しません。しかし私は、いまの時期、これはやはり動力炉開発、これに乗り出すべきときだと思ひます。しかし、いまのわれわれの考え方で十分だ、これはなかなか言えないだろうと思ひます。そういう点では、いま石野君の言われるような点をよくふりかへ、また謙虚にそういう御意見も取り入れて、そうしてつづいていかなければならぬ。いすれにいたしましても、たいへん巨額の金を使うのでございまして、私はこの程度の金なら、かように申しましたが、二千億といふはたいへん巨額な金です。そういうものが使われるのですから、十分成果をあげるというところでなければならぬと思ひます。だから、そういう意味でどこまでも謙虚にならなければならぬと思ひます。ただ、この技術の問題、ことに私どもつけやきばいろいろなことを申しますけれども、もとの十分の深い知識があるわけではございませんから、各方面の意見を徴するといふか、そういう態度でこの問題と取り組んでいきたい。これだけを申し上げまして、今回のこの案は、未熟な点があればこの機会にさらにそれを直していただきますが、どうか一日も早くスタートできるようにしていただきたいとお願ひしておきます。

○石野委員 最後にちよつと一言だけ……この法案の中で取り扱ひで、特にこの炉の扱いや燃料の扱いをするのには安全性の問題が非常

に大事だと思ひます。そういう点では、法案の中にはまだもう少しいろいろ手を加えなければならぬものがあるんじゃないかと思ひますので、そういう点についても政府はひとつ考えてもらいたいと思つておるのだが、総理の所見をひとつ聞かしてもらいたい。

○佐藤内閣総理大臣 これは別に、いまのように私急ぐからといって、安全性を無視するとか、あるいは安全性を考えないとか、こういうことがあつては、それはもう申しわけないのであります。ことに、原子力は最初から絶えず安全性、これを高めるようにあらゆる努力が払われてまいつております。また、今回の動力炉開発というのは、これは国情に応じて私たちがくふうしようといふのでありますから、開発された暁において安全度が高まること、これはもちろんですが、それまでもこの取り扱いにつきましても、十分この安全といふことは絶えず気をつけなければならぬことである。ただいまのような御注意もございまして、ただいまのような関係者等におきましてこの安全といふことは深い思いをいたすように私どもも注意するつもりでございます。

○石野委員 私は終わります。

○矢野委員長 三木喜夫君。

○三木(喜)委員 きょう総理がわざわざおいでたいておられますので、この際ひとつ政府の腹がまえをしつかりお聞きしておきたい、こういう意図でございます。

三つほど端的にお聞きしたいのですが、まず第一に、今回こうした大事業と取り組む、しかもビッグサイエンスと取り組むわけですが、それが長丁場になるわけでありまして、したがって、いろいろな点におきまして私たちは万全のかまえて臨まなければならぬと考えます。だから、野党もこれには十分協力しよう、こういうかまえて今回臨んでおるわけでありまして、しかしながら、これに比へまして政府のかまえてといひますか、これがどうも私たち気にかかる、こういうところがあ

ますので、きよりはわざわざ総理においでいた
いたわけでありませう。

まず、私たちが重要に考えますのは、第一は、
将来のエネルギー源でこの原子力発電が最適であ
る、こういうぐあいに考えること、それから、産
業の発展の中核をなすということ、それから、国
民生活にこの原子力の平和利用ということが大き
な影響を持つておるといふこと、この三点に立ち
まして非常に重視しております。しかしながら、
政府のかまへの点で私は非常に心配に思うところ
のものは何かと言いますと、先般原子力委員会か
ら総理に対して、この事業団の問題で相談をなさ
れました。そのときに原子力委員会に対してして
総理のほうから、公社、公団はこの際新設するこ
とは見合わせるだ、こういうことで、原子力委員
会をなだめておられるわけでありませう。しかしな
がら、その後新設された公社、公団が二つも三つ
もあるということなんですね。これはおかしい
じゃないかということ、私は二階堂長官にもこ
の問題をお聞きしましたし、それから原子力委員
の有澤さんにもお聞きしたのでありますが、やはりお二
人のお考えの中には遺憾な意思表示がそれとなし
になされておるわけですね。

そこで総理にお聞きしたいことは、たとえば環
境衛生金融公庫、これはもう単独に新しくできて
おるわけですね。これとこの事業団と比べられ
て、環境衛生金融公庫のほうを重く見られたよう
な感じがするのですが、こういう考え方が政府な
り総理の考え方にある以上、出発からおかしいと
思うのです。こういうスタートのしかたをし
たら、万全の策でなくして不万全の策です。こうい
うように思うのです。なぜこういう選択のしかた
をせられたか。いろいろ政治的背景はあるのだ
うと私は思います。しかしこれはどうも、大事業
だ、大事業だといわれておりながら、大事業の感
覚が総理の中にはないのじゃないだろうか。また
科学技術庁長官としても、ビッグサイエンス
だということを言いながらビッグサイエンスの認
識が足らぬのじゃないかということを、私はすっ

と云うておるわけですね。これは非常に心配な点
でありますので、この点ひとつお聞きしたいと思
います。

○佐藤内閣総理大臣 いま、公社、公団等の新設と
いう一般の問題ですね。一般の問題ではさうい
うものなるべくつくりたくないにする、これはも
うひとつのこと、その基本的な態度は私も
持つております。しかしただいまお話がありま
したように、時世の要請というものがございま
す。時代、時代によりまして、さういふ特殊な点
については特別な要請がございます。これにやは
りこたえるというのが政治でございます。さうい
うところから、公社、公団の整理もする、同時に
また、新しいもの、これもやはり必要ならつく
る、こういうことであります。私は原則論はいま
までたびたび説明しましたから、これは社会党の
方も御賛成くださると思ひます。問題は、いま御
審議をいただいております事業団が、燃料公社と
別に新しい事業団ができたら、いま三木君が言わ
れるとおりのこと、しかし私もこれはこれを
燃料公社と新しい開発をするものと一緒にするこ
とが最も望ましい形ではないか、かやうな結論に
なつて、今回この事業団をつくつたといふのでご
ざいます。基本的な線からは別に私は逸脱はして
おらないと思ひます。問題は燃料と動力炉の開発、こ
れを一緒にやるのがいいか悪いか、むしろこれ
は多分に関連があるので一緒にやるのがより効
果的である、かやうに私も政府は考えたのであ
ります。したがって、いまもここでいろいろ耳打
ちもされたのでございまして、別に二階堂君も反
対だとか遺憾の意は表しておらないようで、ど
うかその点誤解のないようにお願いしたいと思ひま
す。

○三木喜三郎委員 せっかく総理の御答弁ですけれ
ども、私どももいまの御答弁に満足しません。な
ぜかと言いますと、この前の委員会に、私
は今回のこの出発は、有澤先生に悪いですけれ
ども、有澤先生が委員会でも答弁なさつたことを聞い
ておりますと、私は有澤エレジーだと言ひので

す。なぜかと言ひますと、総理のところへお願い
に行きますと、原子力委員会法によりまして尊重
しなければならぬといふことになっておるの
です。しかしながら、そこは下手に出られまして、
お願いいたしますといふことを総理のところに行かれ
て頼まれたんです。その結果、先がた申し上げまし
たやうな答えになつたわけでありませう。それから
帰つてきての原子力委員会におきましての論議は
実にてんやわんやだつたやうであります。悲観論
も出ますし、もう放棄しようかといふやうな意見
も出たし、いろいろさういふやうな産みの悩みを
なめて、さうしてやつとここに妥協の産物として
原子力委員会は納得されて、思い直して出発をさ
れておるわけだと思ひます。これでは私はいか
ぬといふことを申し上げておる。しかしなが
ら、それは水かけ論になりますので、もう一つは
かのことと対比して総理のお考えを聞いておきた
いと思ひます。

私は、動力炉の開発と核燃料の開発といふもの
は産業におけるところの、動力を中心にしたとこ
ろの一大国防計画だと思ひます。しかし、今回
三次防が論議されようとしておりますが、この三
次防では二兆三千億という予算が、長期の見通し
が立てられております。総理は、産業におけると
ころのこの大きな産業革命をもたらすであろう長
丁場のこの問題に對しまして、これが大きな国防
計画だといふやうにお考えになりませんか。戦争
において、武力において負けたんだ。そこで取り返
すべきものは産業、平和の中で取り返さなかつた
らならないといふ基本的な考え方を私は持つてお
るわけなんです。したがって、この対比のしか
たといふものを総理はしっかり持つてもらわな
かつたら、ただ技術的に燃料公社とこれをひつつ
けたほうが便利だろうという便宜主義的に考へて
もらつたら、この問題は出発から誤つております
ぞといふことを言ひたいのです。さういふこと
で、三次防と対比しながらこの問題をどう考へて
おられるかといふことを言ひたいだかと思ひ
ます。

○佐藤内閣総理大臣 三次防と対比し、さうして
これは国防計画だと言はれると非常に誤解を受け
ますが、これはどこまでも平和利用でございま
して、軍事的な国防計画と関連を持つて言ひます。それ
は持たすことが実は無理なんだ。だからこれは産
業の平和的な国策だとおつしやるなら、これは私
はわかりませんが、国防だと言はれると、ことばが
たいへん感ぜられやすいのです。確かに御指摘に
なりましたように、新しいエネルギー源として原
子力は大事にしなければならぬ。だからこそ、
特に私どもは新しくこれに力を入れておるわけ
であります。ただいまは重油によるもの、これはた
いへん安くできておるやうでありますけれども、
しかしこれも公害が発生したりいろいろな問題が
ございますから、平和利用、その立場からの原子
力発電、この将来性といふものを展開いたしま
す、これはたいへん力を入れて今日整備さすべ
きじゃないか、かやうに私は思つております。しか
し、ただいまの国防計画とはこれは全然別なん
で、産業整備、産業のエネルギー確保、さうい
ふ意味でこの問題が取り上げられてしかるべきだ
と思ひます。

また、いま核拡散防止条約その他の問題がござ
いますけれども、それにつきましても絶えず私
どもが注意しておりますのは、平和利用といふこと
についてはわれわれ関心を持つております。しか
しながら、核爆発そのものの、ただいまの放射能
これが制御できない状態のもとにおいて、平和利
用といふことを口にしたとしても、現実にはこ
れはよほどかけ離れておる、どうしようもないも
のじゃないかといふのがいまの落ちでございま
す。しかしながらこの原子力発電、そのための
動力炉等については、完全に平和に限ることがで
きる。これがまた国会がきめた原子力基本法、そ
れの定むるところでございまして、基本法を逸脱
するやうなことは絶対にない。また、さういふこ
とがあつてはならないからこそ、皆さん方もこれ
は監視していらつしやる、かやうに私は思つてお
りますので、ただいまのおこたは、これはちよつ

と用語といたしまして誤解を招きやすいと思ひますので、私はその点は触れないといひますか、使わないようにしております。三次防自身はこういう問題とは別に、いまのわずかに——だんだん詰めてみまると、結局定員の問題なんかは三次防の骨格をなすようだし、少しは在来の兵器の改善その他もございいます。進歩等もございすけれども、そういう意味で、原子力あるいは核物質、そういうものは全然採用してない、どうか誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

○三木(喜)委員 もう一点お聞きしておきます。

いまのおことばの中に、私は平和国家としてよみがえった日本としては軍事に力を入れてはいけぬのですから、したがって産業上の国防だ、こういうふうに言っておりますから誤解のないように、していただきたい。しかも、総理はなかなか該博な知識を次々お出しになります、基本的には私の考へておることと一緒だと思ひます。そこで第三次防に二兆三千億も金を出されるのだったら、これが平和国家としての大きな生きていく道なんですから、したがってこれに今後金をどれだけ出されますか、二千億だけではとてもできないですよ。長期の見通しでいまお答えがなかったから、これは十分考へるということでもけっこうなんです。これは考へてもらわないことにはやれないです。これならわれわれとしても、総理がそんなお考へなら、考へを変えなければいかぬわけですね。そこで長期の長丁場にわたつてのビッグサイエンス、しかも大事業をやる国の姿勢として、予算の面でどういうような心がまえを持たれるか、総理のお考へをお聞きしておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 いま原子力委員会その他の御高見も拝承いたしまして、そして計画されておるもの、一応資金的にはこれでおさまつておるよう

に思ひます。

○三木(喜)委員 不満足ですけれども、これで終

ります。

○矢野委員長 吉田之久君。

○吉田(之)委員 先ほどから石野さんや三木さん

の質問を聞いておりました、どうも与野党が振り

かわつておると思ひます。この委員会の発言を聞いておられますと野党のほうが非常に熱意があつて、政府のほうがとんとおとりしていらつしやる。非常にゆるゆるとしていらつしやるような気配を感じてならないのです。いまもおつしやつておりましたけれども、われわれはこの狭い国土、それから乏しい地下資源、しかも軍事力を本格的に持つべきではない日本、しかも一億の優秀な民族がおるこの日本としてのこれからの生きていく道は、どうしても科学技術日本という

ことをバックボーンとして、この道で日本の栄光を切り開いていく以外にない。いろいろ申されまして、平和日本、文化国家日本、あるいは福祉国家建設、それぞれ大事ではありますけれども、どうしても最後には國論を科学技術日本というところに統一しない限り民族の宿命は打開できない、こゝろ私は考へるのです。簡単でけっこうですか、そう思ふか、そう思わないか、ひとつお答えください。

○佐藤内閣総理大臣 同感でございます。

○吉田(之)委員 この間もいろいろと委員会で討論いたしました。昭和三十年から四十二年までわずかこの十数年の間に、一緒に出発した日本とドイツとの間に非常に大きな格差が生じてしまったというこゝろを、長官もあるいは有澤原子力委員もともどもに認めておられるわけなんです。われわれは十年間に二千億の金をつぎ込んで、新しくこれからやり直そうということ大いにけっこうです。しかし、もっともつとやばい金をつぎ込まなければならぬ。いま総理はあまり大きく金をつぎ込んだつて使ひ方を知らないのじゃないだろうかと、いふふうなお考へのようにございすけれども、長官以下この委員会で政府の方々は、何とかして金がほしい、しかし大蔵省で削られるのだ、総理に通じないのだといつて嘆いておられるにもかかわらず、総理自身があまり金をつぎ込んでやつたつてまだ使ひ方がわからないのじゃないだろうかと、いふふうなお考へ方では、私どもはその

間のズレが大き過ぎると思ひます。在外財産の補償に二千億の國費を投すること、大いにけっこうです。またことしあたりは税の自然増収がほぼ三千億を下回らないだろうといふふうなこともいわれております。にもかかわらず、この大きな國家目的のために十年間に二千億しか出さないといふふうなことでは、米ソはおろか、ドイツにもそのつけられた格差をますます広げられていくだけではないかといふふうな気がいたします。ビッグサイエンスとは、國がまずしっかりと計画を立てること、そして思い切つて予算をつけること、そして民間の頭腦を動員すること、私はこれなくしてビッグサイエンスには取り組んでいけないと思ひますが、どうお考へになりますか。

○佐藤内閣総理大臣 御承知のように私が座長をしてる科学技術会議は実はあるのであります。そうしてしばしば言われますことは、もつと研究費を出せ。これは各部門にわたつておる。ただい意味では科学技術の開発がおくれている。ただいま御審議をいただいておりますのは、動力炉の開発という一つの部門でございますが、しかしどうも全般として研究費の使ひ方が非常に少ない、こゝろいう批判は実は受けておるのであります。私はその御意見を聞き、国自身が使うもの、また民間で使われるもの、どうも全部を合わせまして、日本の場合は非常に少ない。どうもまねをするこゝろばかり力を入れるような気がしてならない。これはやはり税制あるいは資金、金融、それらの面についてもお世話申し上げなければいけません。國家財政の面からもいろいろものに研究費をつぎ込まなければいかぬと思つておるの

でございます。この前、参議院の本会議で大蔵大臣も、これから研究費はうんとひとつづつ気をつけて、あまりけちけちないようにしたいものだ、こゝろいふような答弁をいたしました、私それを聞いておりました、ほんとうに自由にさういふことができればことにしあわせた。しかしなかなかわが國の事情から申しますと、大事なものに金を惜しみなく出すといふ、そこまでまだいってお

りません。しかし、これからはわれわれがくふうし、將來の發展を願へば、ただいま申し上げるような研究費といふものにもつと力を入れなければならぬ、かように思つております。また、大事な資金もさういふ意味で使つていただくといふか、さういふ意味の協力も願わなければならぬ、かように私も考へます。

○吉田(之)委員 次に、事業団の性格についてでありますけれども、絶えず二階堂長官や有澤原子力委員は、この事業団はあくまでも参謀本部的な性格のものである、ボード的なものなんだ、実践部隊ではないといふことをしばしば述べておられるわけなんです。こゝろでございますが、そのように理解してよろしゅうございすか。要するに、この事業団は、いままでいろいろあつた、現にある事業団とは全く異なつた新しい性格の事業団である。この事業団を中心として官民一体の頭腦を集めるのだ。さういふ意味で実践部隊にはならない、参謀本部的なものだといふふうに理解してよろしゅうございすか。

○佐藤内閣総理大臣 私に聞かれましたも、二階堂君や有澤さんと別な考へ方をするとおしませんから、これはもうお二人の説明とお聞き取りいただいて御了承願ひたいと思ひます。

○吉田(之)委員 次に、原子力委員会の性格についてでございますけれども、この委員会は総理直風の委員会であつて、あくまでも原子力の政策の企画立案を行なり、そして審議決定する委員会であるといふふうにわれわれは承つております。さういふ意味では、單なる諮問委員会ではないと思ひます。また、行政委員会よりもさらに次元の高い政策を企画立案する委員会であると思ひます。私は、さうであるとするならば、この委員会は科学技術庁に隷屬するものではなくて、その審議決定したことは直ちに総理より各省庁に号令のかかるものでなければ意味がないと思ひます。形としては、大臣と同等の位置にある行政委員会以上のものでなければならぬ。しかし、先ほど

も質問がありましたように、現実としては、行政

五

委員会にも及ばない非常に無力な存在となつております。総理は、このせつかくできなかった原子力委員会というものの機関を十分に御活用になつていないというふうな気がしてならないのでございまして、けれども、この点ひとつお伺いしたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 原子力委員会は、お説のとおりでございます。そういうものでございまして、これを十分活用してないというおしかりを受けましたが、せつかく皆さん方の御協力を得ておるものでありますから、この上でも大事にすることは当然であります。私はいままでも活用している。活用ということばはちよつとぐあいが悪いのですが、十分尊重している、かように思つておりますが、この上でも十分注意してまいるつもりでございます。

○矢野委員長 石野久男君。

○石野委員 質問の前にちよつと委員長に一つだけ確認しておきたいのでありますが、先般の委員会で政府のほうに対して阿賀野川の問題についての資料などを要求しておりますが、まだ依然として出ておりませんからこれを早く出していただくように、なおまた三木君から出ておりますロケット関係に関する資料も依然として出ておりません。そういう資料を早く出していただくように、それからなお、私がお願ひしておりますこの事業団法に関する人員の件についてやはりこまかい資料の要求をしておりますが、それも出ておりませんから、そういうものを早急に出していただくようお願いいたします。

○矢野委員長 ただいまお申し出のあった件につきましてはいささか早く処置をいたしたいと思つております。

○石野委員 私は二階堂長官にひとつ……。

この事業団法の審議と関連して事業団がやろうとしておる仕事の中に再処理の問題が一つあります。再処理問題については、ブルトニウムをつくり、いわゆる新型にしても高速増殖炉にしまして、その燃料がいわゆる燃料サイクルとして重要

な位置を持つておるのでありますから、再処理工場をつくるということは私どもも非常に必要なことだと思つております。ただ問題は、安全性やその他の問題等を考へて、いま私たちが原子力施設をするについては、先に同僚議員の中から、わが国には原子力のいわゆる放射能障害というふうなものに対して非常に恐怖症的な性格なものがあつたというふうな意見のあつたこともよく知つております。しかし、また他面においては、原子力の施設を一手に引き受けて、何でも掃きだめみたいにして受けておるところもあるわけなんです。たとえば茨城県なんかはそういうふうな一つの形になつておるのじゃないか。私は再処理工場をつくるにあつては、安全性の問題との勘案の中で、過度に施設が集中して、安全性が個々の問題ではいいのだけれども、それを集積するというと非常に不安になるだろう、あるいはまた、事故が起きたときに、せつかくの施設がそのことのために生きてこなくなるのじゃないかという心配、こういうふうなことについては配慮しなければならぬのじゃないかというふうに私は思つてゐるので、この安全性の問題についての地域との関係、立地的な関係で、長官は私のいふような考え方についてはどういうふうな御所見でしょうか、ひとつ聞かしてもらいたい。

○二階堂國務大臣 国民の間に確かにいま石野さんがおっしゃつたような安全性その他について心配があるという気持ちがあることは私も十分承知いたしております。したがって、この再処理工場をつくるような場合、特にこの安全性、危険なことにならないように、安全性には万全の上にも万全を期してまいりたい、また、こういう施設をつくる場合にはやはりそういう地元の人たちの不安を解消し、また、納得を求めた上でそういう施設の整備に当たる、こういう考え方は基本的に持つております。

○石野委員 いま燃料公社が計画しておりますフランスに頼んでおるサンゴバン社での設計、そしてその施設について、私は一昨年でございます

たか、この委員会でいろいろとお聞きしたことがございまして。またその当時は、やはり立地の問題については確定しないというふうな聞いておつたのでありますが、現在はこの施設をするということについての立地の面はもうはつきり確定しておるのでしょうか。

○二階堂國務大臣 まだ私どものほうではつきりここだということを決定したわけではありませんが、しかし従来から有力な候補地の一つであるというふうには考へております。

○石野委員 有力な候補地の一つというのは、おそらく東海村のことを言うのだらうと思ひますが、原子力局あるいは燃料公社は全国のごとごとどこを有力な候補地としていま設定しているのですか。今井理事長先にちよつと……。

○今井参考人 私どもが直接ここを提供してくれらるかどうかわからないような意味合いで交渉をいたしたところはほかにはございせん。ただし図上でもあります、あるいは資料等によりまして、主として太平洋岸を目標にいたしまして数カ所の調査をいたしました。それ以上の深い実質的な調査と申すことはできないと思ひます。

○石野委員 太平洋岸でこれが有望だと思ふ土地は、どこどことどこでしたか。

○今井参考人 たとえば北のほうで青森県、またあの周辺にも幾つかございまして、それからずつと西のほうに参りますと、いまのところ原子力発電所があまりないものでございまして、太平洋岸とは申しながら、中部地区ぐらゐが終わりでございます。

○石野委員 それらの土地に直接交渉しましたか。

○今井参考人 ただいま申し上げましたごとく、ここを適当として提供してくれるかどうかという直接交渉はいたしておりません。

○石野委員 大臣にお尋ねいたします。大臣は敷地の選定についてそういう交渉をさせているのですか、いないのですか。

○二階堂國務大臣 これは私が就任前からのいき

さつもありまして、どこどこがいいか、そういうところを調査して、こゝ言つたことはありませんが、従来の経過等からいまして、東海村の地区が最も有力な候補地である、こういうふうなずつと説明を受けて、私もそのとおり納得してまゐつております。

○石野委員 私は現地におりますから、ことさらにどうこう言うのじゃないのですが、現地に賛成する方もいるのです。それはいろいろな事由で、必ずしも望んではいないけれども、賛成する立場になつてゐます。問題は安全性の問題について私たちはことさらに恐怖症的にはなりたくない。ことに再処理工場の問題については、わが国の燃料サイクルを確立する上において非常に大事なものでございまして、これはやらなければいかぬと思つております。しかし、原子力関係、特に安全性の問題については、過度集中に基づくところのいろいろな危害が起きた場合の事態を私たちは一面においては考へなければならぬ。そのときの危害はなるべく少なくすべきだと思ひます。これから十年後、二十年後に各地に炉がたふさんできたときといふことは違ひますから、今日の時点では、私はこゝろより再処理工場の敷地を選定するにあつては、もう少し全国的な目を広げて調査しなければいけないだらうと思ふのです。いま今井理事長からの話を聞いておると、この問題はサンゴバンに設計を依頼してから今日まで何年かたつております。しかしその間、図上では予定地は定めてゐるようだけれども、交渉も何もしてゐない。結局茨城県のあるところだけを候補地にしているわけですね。私は今度の事業団法の中でも特に憂慮というか心配しておることは、私たちが開発計画というものが国家的な一つのプロジェクトとして遂行されようとしているときに、民間の協力も得なければいけません。したがつて、また、民間の言うことも聞かなければいけない。民間の便宜もはかなければならぬといふことはよくわかつておる。だけれども、再処理工場といふものを、地域におけるところの意向といふものを無視

まあそれは努力しようということと言われたから、私はそれを了としますけれども、しかし現に、たとえば再処理工場一つをとりましても、地

○今井参考人 再処理事業がまだ完全に営業的で

ころになりますと、その後、計画せられなかった軽水炉も幾分の燃料は排出されることになると思っております。それが昭和四十七年ごろに累積いた

けあけなければならぬということが要求されておるわけなんです。市街のどまん中に二キロの緑地帯をつくらなければならぬというよう

ことがずつといわれておる。それをもしやらなければ安全性が確保できないのだ。だから、ここで安全性の問題について、あまりに企業家とかあるいは事業をやる人々の恣意にまかせて、地域の住民のことを全然無視するというやり方については配慮してもらいたいと私は思う。ある地域においては配電した十キロの炉を入れることについてさえも、原子力委員会は許さないでおるというのに、一方で炉は次から次へ重なるてきておる。そういうようなところでも、なお地域で反対しているのを無理に押えて、あれやこれやと理事長自身が陳情までして陳情合戦をするという形です。これを見てごらんない、協力要請と反対、こういう大きな字で両方で陳情合戦をしているんだ、茨城では、こういうようなことを、特に原子燃料公社はほかの地域は全然選定もしない、当たつてもみないでこういうやり方をするのは、私はあまりにもひどいと思うんだ。こういう点については、もう少し地域住民の声を聞くという民主的なやり方をひとつやってみてほしい。このことだけで私はやっておりません、ほかの質問者のこともございまして、一応これでおきますが、あとひとつ今井さんそれから長官とも相談をして、もう東海村を既定の事実としてやるという点については考えてもらいたいと私は思います。

事業団をつくるにあたって、業界の意図どおりにいろいろ引きずり回されるという点、事業団の自主開発の路線は誤るだろうという心配を私たちはいたしてまいりました。たまたま今度再処理工場の問題をやるにあたって、こういうようなやり方をされたのでは、やはり私たちが協力には非常にむずかしいようになってくる。これはもう少し、ひとつ公社のほうも考えてもらいたい。業界の要請はよくわかっておる。そしてまた、研究者の方々もなるべく近いところに置いてそれを利用しようということもわかりますけれども、しかしこれは研究炉じゃないはずだ。だから、そういうことならばもう少し使用済み燃料の発生点も勘案しつつ、他の

地域など一応並べた上で考えるようにしてもらいたい。もう既定方針どおりにして、ほかは全然考えないで、地域の住民だけを押しつけるという、こういう権力主義的なやり方に対しては、私たちは平和的な三原則の利用はされてない、こう思っていますので、大臣ひとつそういう点についての考え方を聞かしてもらいたい。大臣からは茨城県に対して要請をしておるそうですから、そういうことがもしあるとするならば、大臣もひとつ考えてもらいたい。

○二階堂国務大臣 この再処理工場の問題で、私は業者と言われるのはどういふ方か知りませんが、そういう方から話を聞いたこともありませんし、陳情を受けたこともありません。それから、ごまかしの説のとおり、地元住民のいろいろな意見がございまして、私のところにも知事さんほか、関係町長さん、議長さん、二回ほど見えてきて、いろいろ意見を聞いております。十分聞いております。そういうこともありまして、また今井さんとも私は話をいたしましたし、そしていろいろ考え方も聞いておりますが、私は、従来からこういうものをきめる場合、権力的な威力をもって頭ごなしにきめようという考え方を持ったことはございせん。あくまでも地元の方々の意見を十分聞きながら、できる限り民主的にこういう問題は解決していききたい、こういう基本的な態度は、いままでも持っておりますし、今後も持ち続けてまいりたい、かように考えております。

○石野委員 再処理工場の問題については、あとでまたこまかい話をしたいと思っております。地域的な問題もありまして、全国的な立場での配慮もしてもらいたいと思います。

原子力基本法の線に沿って、私たちはやはり事業団法というものをできる限り自主開発の路線で早くつくることには別に意図はございせんから、そうしたいと思っておりますが、ただ問題になるのは、今度の法案ができれば、燃料公社がなくなってしまうと、燃料公社の持つていた核燃料及び原料の国家管理の問題がどこかに消えてしまふわけですね。そうして政府は閣議で核燃料及び原料の国有化の方向をきめた。そうすると、原子力基本法が差し示しておるこの国家管理の問題は、どこでどういふふうに立法の場を通つていったのか、実を言おうと、わからない。行政的なそういう方針が一つきまった。しかし国の立場からすれば、国会の立場からすれば、この国家管理の方針はまた捨ててないはずだ。それにもかかわらず、立法はまだ捨ててないはずで、それに前提として事業団法ができておるとするならば、これは非常に国会に対する侮辱ではないか、こう思うのですが、そういう問題について長官はどういうふうにお考えになるか、有澤さんはどういふふうにお考えになっておりますか、ひとつ御所見を承りたいと思います。

○有澤説明員 核燃料についての国家管理の問題でございまして、最初原子力平和利用が始まりました時分には、核燃料についての問題といえ、それが平和利用に限定されるということ、それからもう一つは、安全性の問題、この二つの問題があったわけだ。安全性の問題、その二つの問題を十分に解決するといえ、打開する行き方というわけで、この核燃料に關する国家管理を行なう公社というものの設置を見た私は考えております。しかし、自來十年の間に日本における原子力平和利用の観点というものはずっと守られてまいりましたし、また、それを守るだけの体制といえ、国内の体制も十分整つてまいりました。と同時に、安全性の問題につきましても、原子力等規制法の実施、この面におきまして十分な発展がありました。核燃料に關する安全性の問題も十分確保できる、こういう現実になつてきたわけでありまして、安全性の問題は、それ以外にも如その他につきまして、再処理工場も同様でございまして、安全性の問題につきましては安全審査会というのがあります、ここの安全に關する審査の基準なり、あるいは審査の方法なり、

先生方もたいへん御勉強していただきましたし、また安全性の審査に關する研究も進みまして、安全に關する問題は十分規制法並びにいまの安全審査会の両面から、これを確保することができるといふ見通しを持つに至つたわけだ。この二つの問題がそういう時代になつたといふ結果としてそういう形でも十年間における発達の結果としてそういう時代になつたといふ理由は、国家管理をあくまで続けていくべき理由といふものはだんだん消滅してきたように私どもは考えております。ですから、われわれの委員会におきまして、最初は天然ウランをまずこれからはす、そして、今回特殊核物質につきましても、だれでもすぐ自由に持てるというわけのものではない。みな規制法の規制下に置かれた民間人がこれを持つていうことに相なるのでありますから、その点では、安全性の面からいっても別に變りはない、こういうふうに私どもは考えております。

○二階堂国務大臣 いま有澤先生からお答えになりましたとおりでございまして、私が就任以前、昨年の十月でありまして、閣議で国有化の方針が決定をされておつたわけでありまして、また、いまお尋ねの問題は、法律の内容にも關係する点があるかと思つたので、ちよつと原子力局長からも答弁をさせていただきます。

○村田政府委員 基本法において、核燃料物質の国家管理についての規定があるのにもかかわらず、国有化方針を打ち出していることに矛盾があるのではないかと御質問かと承るのですが、基本法をつくられたときに、核燃料物質というものが、世界的に見まして入手が必ずしも容易でない、幾多の規制が行なわれる。その規制の中には、国が直接こういうものを所有しなければ、平和利用を行ないます上にも進めることができないのではないかと、こういうような問題が相当強く考えられておつたかと思つた。しかし、その後の状況は、先ほど有澤委員御説明になりましたよう

先生方もたいへん御勉強していただきましたし、また安全性の審査に關する研究も進みまして、安全に關する問題は十分規制法並びにいまの安全審査会の両面から、これを確保することができるといふ見通しを持つに至つたわけだ。この二つの問題がそういう時代になつたといふ結果としてそういう形でも十年間における発達の結果としてそういう時代になつたといふ理由は、国家管理をあくまで続けていくべき理由といふものはだんだん消滅してきたように私どもは考えております。ですから、われわれの委員会におきまして、最初は天然ウランをまずこれからはす、そして、今回特殊核物質につきましても、だれでもすぐ自由に持てるというわけのものではない。みな規制法の規制下に置かれた民間人がこれを持つていうことに相なるのでありますから、その点では、安全性の面からいっても別に變りはない、こういうふうに私どもは考えております。

に、原子力の平和利用が世界的にも広まるに従いまして、核燃料というものの平和利用の道も発展し、したがって、これを平和的に利用する種々の事業、あるいは研究開発というものも進んでまいりまして、少なくともその後の十年の状況としましては、これは国がみずから所有しなければ、平和的な核燃料の使用はできないという状況はなくなつておると思ひます。基本法のほうにおきまして、いわゆる国がいくべきだという明確な規定ではないわけでありまして、したがって、そういった点から安全性並びに安全保障という点での国の管理が十分に行なえる体制のもとであれば、所有権が国にあると、あるいは民間にあるにかかわらず、そのような管理を行なっていくことができる、こういうたてまえで諸般の核燃料政策を考へられていくわけでございます。そういう点から、環境条件の整うに従つて、核燃料の国有化を認めていくのだという方針がすでに昭和三十三年ごろから原子力委員会でも考へられておつたわけでありまして、その第一の措置が昭和三十六年に天然ウランの国有化ということで発現され、今回残つておりました濃縮ウラン等の特殊核物質につきましても国有化という方針が政府として打ち出されたわけでありまして、しかしながら、もとよりそのような国有化にならなくても、安全性並びに安全保障についての国の管理ということには、原子炉等規制法を中心として十分に措置されておる。したがって、民間の会社等が特殊核物質を持つて平和利用以外のものに使うとか、あるいはかつてに外国に輸出するとか、あるいはまた許されないものを所持するとかということはあり得ない、そういうような規制が十分とられておるわけでありまして、管理上の不安というものは、決して起こつてこないという状況にあるわけでございます。

○石野委員 この安全性の問題については、もう管理の必要はないところまできておりますというものは、それは原子力局とかその関係している皆さんが言うことであつて、法律はやはり管理せよということが基本法ではきめてあるわけですね。特に私は、原子力委員会がこの法律をどういうふうな説くのかということについて有澤先生に一つ聞きたいのですが、管理の必要がなくなつてきたということになれば、法律がそういうふうなきめてあつたつて、行政的に処置するならばそれでいいじゃないか、それに従つてどんな法律をつくつていったらいいじゃないかというのでは、法の権威がなくなるのじゃないですか。ここらところが、やがてはそうなるであらうけれども、順序、方法があらうと思ひます。そういう方法が思はれてはいないかという懸念を持つわけですよ。だから、管理するといふたてまえであるからこそ、やはりいろいろ取り扱ふものについても指定をしたり何かしてきいておると思ひます。管理がなければ、もう指定の必要なんかないと思ひます。たとえば、第十条は「核原料物質の輸入、輸出、譲渡、譲受及び精錬は、別に法律で定めるところにより、政府の指定するものに限つてこれをを行なはしめる」と書いてある。管理も何も必要なければ、この条項なんか必要ないと思ひます。私はそう思ひます。だから、そこらところが、立法的な立場からいって、もう少しやはりお互ひに考へなければならぬ問題がありはしないか。そういう点を原子力委員会ではどういふふうに見てこられておるのか、所見を伺ひたい。

○有澤説明員 いま御指摘になりました国の管理といふことは、国の管理は、先ほど局長の説明にもありましたように、また、私からも申し上げましたように、規制法等によりまして十分国の管理はいたします。ただ、公社法においては、公社がこれを所有する、こういう形式をとつておるわけでございます。その点につきましては、今度の事業団法によつて公社がこれを所有するといふことは必ずしもなくなる、こういう意味におきまして、今度の事業団法並びに基本法の改正において、その公社が所有するといふことが廃止になる、こういうふうな手続に相ならうかと思ひます。

○石野委員 こういうような点については、もう少しお互ひに論議を重ねませんと、お互ひの理解は、自分たちの都合のいいようにだけ理解しておつて、一般にはなかなかそれは理解できない面がたふさんあるかと思ひます。だから、私は、この点はやはり法案の審議の上において、与野党ともにもう少し検討を加へなければならぬのではなからうかと思ひます。その点については、大臣も理解していますが、大臣の所見をひとつ伺ひたい。

○三階堂国務大臣 先ほど総理も答弁の中で申されましたとおり、十分皆さんの意見も聞いていきたい、こういうことでございまして、私もそのように了解しておるつもりでございます。

○石野委員 私は先ほど総理にもお尋ねしました。資金の点はともかくとして、人員の点で、総理は非常にそのことは大事なんだといふことをおっしゃつていました。この点については、私、きょう、文部大臣の出席も要求しておつたのですけれども、参りませんが、どうしてもこれは、文教政策上の人員整備という長期計画が一つ出なければいけないだろう、こういうふうな思ひます。そういう点については、これは長官のほうから強い要求を文部政策の中に入れてもらふ。原子力委員会もそのことをせよやめてもらはないといふと画龍点睛を欠くことになりはせぬだろうかと、こういうふうな思ひます。そういう点では、私はまああつても聞きますけれども、政府のほうでもひとつ文部大臣に対してそのことを要請し、また、総理にこまかくそのことを要請する、予算面でもそれが具現されるように努力してもらえないかというところを、ひとつ長官の意見を聞いておきたいのです。

○三階堂国務大臣 おっしゃるとおりの方針で、私は文部省とも話し合ひを進めてみたいと思ひます。

○石野委員 それから、先ほど私は、体制上の問題で、事業団それ自体についての体制も、もう少しやはりお互ひに検討を加へなければならぬものがあると思ひます。それから特に原子力委員会あるいは日本原子力研究所、こういうようなものとの関連性が、この前からの質疑応答の中では、委託する、あるいは下請だなどというふうなことだけの話になつておりましたけれども、事業団ができて、原子力研究所というものは単なる下請的なものになつてしまつたのではないかと、これはやはり本来持つておるべきところの目的研究なりなんなりといふものと底深いものに広げていき、そしてむしろ事業団なんかに対してリードマンになるような体制が研究所自体に持たなければいけない。そうなつてくると、これらの事業団及び研究所と原子力委員会その他の関連するものを一体とした体制といふものをこれはどうして考へなければならぬ。この点は、長官、ひとつ政府の中でも、単なる行政的な措置だけに終つてしまふのではなくて、これはやはり国会との関係の中、立法の関係の中でももう少し整備するといふことの必要があるんじゃないかと私は思ひます。行政的な措置でいくなら、これはほうつておいてもいいのですけれども、それに私は危惧を感じますから、そういう点について長官は心がまえをお持ちになつていらつしやるかどうか、ひとつ御所見を……。

○三階堂国務大臣 おっしゃるとおりの心がまえは私も持つております。また、先ほどの石野さんのお話の中にもありました特別委員会の中にもそういう専門部会的なものを設けたい、こういう考へでございました。また、原子力委員会のほうでもいろいろ御検討願ふようなお話を承つておりますので、そういう形でひとつ今後間違ひのないように対処していきたい、こういう考へでございます。

○石野委員 最後にひとつ戻りまして、ちょっと先ほど聞き落としたので、今井理事長にひとつお聞きしておきたいのですが、再処理工場の問

題については、茨城県の東海村のほかにはもう地域の選定をする御所存はございませんかどうか、この点だけはつきり聞かしておいてもらいたい。

○今井参考人 私といたしましては、ぜひ東海村にやらしていただきたいと希望いたしております。

○石野委員 そすると、ほかではもう当たってみるという意思はないということですね。

○今井参考人 希望のある限り東海でやらしていただきたいと思います。

○矢野委員長 三木喜夫君。
○三木(喜)委員 いまの安全性の問題と関連があるのですけれども、私、一つだけ長官にお聞きしておきたいと思うのです。

私たち動力炉・核燃料開発事業団というものに對して異常な熱意を持ってやればやるほど考えられることは、核兵器に転用される安全弁をどこに置くかというのをいつも考えておるわけです。それと安全性の問題と二つ考えておるわけなんです。それが、一般長官は熊本においてこういうことを言っておられる。平和利用のための核爆発実験の権利は日本としても持つておらなければならぬという。ようなニュアンスの発言をなされておる。これについては記者会見で弁明をなさったようです。なぜこんな発言が出てくるのか、どういうところからこんなものが出てくるのか、それをまずお聞きしておきたい。

○二階堂國務大臣　これは私のほうからそういう発言をしたのではない。これはけさ私も私はクラブの記者会見で申しましたが、中央において国会なりいろいろなところで話を聞いておる新聞記者の諸君には十分了解願える。新聞記者のほうからいきなり、核爆発実験をやるのかやらぬのかという、私は思ってもいないことを聞かれたものですから——向こうのほうから聞かれたのです。ですから私は、いやそういう考えは持つておりません。これはまだいま核拡散防止条約もどういう内容になるかわからない、また査察もどういうことになるかわからない、しかし日本は、平和利用、研究の自由というものは、あくまでも、核を持てる国

も持たざる国も、將來といえども、平等にこの權利を留保しておくのだ、持てるものだけが自由な研究をやつて、持たざるものが自由な研究もできないといふようなことでは困ります、そういうことを答弁したら、あとからまた新聞記者がやつて来て、權利を留保するということはもうやることですか、こう聞くから、いやそうじゃないのだ、そういうことで、私も忙しかつたものですから、その程度にして——いますぐやるなんて毛頭考えておりませんので、中央において、この付近で新聞記者の諸君と話をするような気持で私は言つたたら、向こうにしてみれば、たいへん問題のようらに受け取られたのでしょう。あとはまた私は秘書官を通じまして、もし誤解があつては困るということでもいい話をいたしたのが、いまお読みになつたような新聞記事になつたわけでございます。私のほうからそんなことを質問されないのに申したわけでもございません。まあ言うならば、何と申しますか、考え方の格差が非常に地方と中央にあるということでございます。

○三木(吉)委員 それなら安心なんですが、長官の考え方の中に、いまそんなことをやることはないですね。しかしながら、将来そういう核爆発を平和利用にできるとお思いですか、それはどうですか、それが全然ないのですか。

○二階堂國務大臣　いま私はそういう考えは持っておりません。しかしこれは遠い将来のことになるかも知れませんが、みんな世界の核を持つている国あるいは持たざる国も、核爆発の実験、これが平和利用だ、そしてこれは全然危険がないのだ、みんな世界がそうなったときにも、自分の国はそんなこともやらないのだ、研究はやらないのだ、こういうことでは困ると思っております。これはしかし、いまはそういう考えを持っておりません。しかし何千年あとか、何百年あとにはそうなったから、そのときになってみればわれないのだ、昔十年、五十年前に言ったからやりますんというのでは私は困る、こう思っております。

○三木(喜)委員　なぜ私がこゝういふ念の押し方を
するかといひますと、下田発言が最初この様式で
出てきた、これは御存じでしょう。これは政府の
外交官です。ここからこゝういふ発言がなされたの
ですね。それからこの発言の裏には佐藤總理との
打ち合わせがあつた、こゝういふやうにいわれてお
るわけなんです。その上で発言がなされたといわ
れておるわけなんです。私は、こゝういふ
核爆発の平和利用といふことは、政府に潜在的に
そゝういふ考え方があると思うのです。あればこそ
こゝういふやうな発言をなさつたわけでありまし
て、そゝういふ考え方は、外交官であらうが、総理
がうしろにおつて、そのことを了解を与えられた

か、その辺はわかりませんけれども、そういう考
え方の中で今次のこの事業団の問題を進めていく
ということになる、私は危険だと思ふのです。
なぜかと言いますと、将来において核爆発の平和
利用ということを考えられますか。何十年後、何
百年後ということばの魔術を使つてそういうふう
なことを言われるということとは、やはり根底に、
この原子力の基本的な考え方の中に、政府の思想
に混乱がある証拠ですよ。これは科学技術庁では
そんなことを言われないでしようし、現に原子力
委員会では、平和目的の核爆発装置と核兵器とを
区別することはむずかしい、こういふようにはつ

うなことが出るということなら、いまずぐに日本が、財界の一部の水上発言のように、それを核兵器に転用する、プルトニウムから原爆をつくるというような、そういう一足飛びの発想にはならなないでしよう。しかしブレーキをかけるべきところにおられる人がそういうことでは困ると思うのです。そういう核爆発の平和利用——運河を掘るとか、そんなことにいますぐできますが、予想にもせよ。そういうことに使つたらいといふ人がいるのですが、そのときには放射能がどんどん出てくる。その防衛対策もしなくて、これでは困ると思うのです。政府の中にこういう混乱があると思うのです。そういうことはないですか。

○二階堂國務大臣　私は、考え方にはちつとも迷はないと思つておりますし、私自身もそういう考え方は持つておりません。これはきわめて明確にしておきます。また下田発言が、総理と話をしつてやつたということも全然聞いておりませんし、またそういうことはあつてならないことでございます。これはあくまでも下田次官の個人的な考え方を述べたにすぎない。あるいは外国の評論家が何か言つたことに對して解説を加えた、こういうことではなかつたかと思つておりますが、私ども政府の部内においてもそういう考えを持つておる」と私は考へておりません。

○三木(重)委員　　こういふ重大な時期ですから、誤解でよかつたと思ひます。しかしながら、政府としては、こういう十分な箇どめをやりながら、安全舟を置きながら進んでいただかなかつたら、われわれがこの事業団法を審議しておるに ついても、国の内外から、社会党までこういう考 え方の中で審議しておるのかということになりま して、要らざる誤解を受けると思うのです。こうい う問題の審議を非常にまじめにやろうと考へれば 考へるほど迷惑千萬なことですから、こういう発 言をやらされたとか、やらされぬとかいふような 誤解に巻き込まれぬようにしていただきたいと思 います。

まだこの問題については、きょうは吉田君があ

とにやられるそうでありますから、次の機会に触れていきたいと思ひます。

○矢野委員長 吉田之久君。

○吉田(之)委員 この間、十五日の質問で、予算の問題や組織の問題について御質問を申し上げましたので、そのあとの質問を続行いたしたいと思ひます。

他の委員からも申し述べられておりますけれども、私は特に人材の流出、この問題について申し上げたいと思ひます。特に最近資本の自由化が進んでまいりまして、アメリカは世界の技術を寡占しよう、独占しようというふうな動きがいよいよ顕著になってまいったというふう聞いております。特にEEC諸国におきましてもこのことが非常に問題になっておる。ヨーロッパ諸国で現に経済成長率が六割にとまっていたのは、アメリカがEEC諸国の技術を次第に寡占しかけたからであるというふうにもわれわれは聞いておるわけなんです。長官は絶えず、技術を制するものは世界を制するということを申し上げておられますけれども、現にアメリカをはじめ諸外国は、世界の技術を寡占しかかっている、こういう事態に対処して、日本がいかにして日本の技術者を確保し、そのレベルを上げていくために努力をしようとお考えになつておるのか。いま申し上げましたEEC諸国におけるアメリカのこうした動きについて、政府としては何らかの関知をしておられるのかどうか。対策を講じようとしておられるのかどうか。まず長官にお伺いしたいと思ひます。

○二階堂國務大臣 いま吉田さんがおっしゃる通り、アメリカに相当たくさん優秀な科学技術者が流れていっていることはおっしゃるとおりでございます。昨年のごときは、英国からも科学技術者の大学の卒業者が約七割程度アメリカに流出しておる。スイスのごときは一七割も出ていってしまつておる。こういう事態でありまして、EECとかNATOにおきましても、これらのアメリカの技術の、一がいにいいますと格差に対処する体制というものを、共同体をつくつて對抗してい

こう、こういう各国間の共同体制というものをくりつとある、こういう情勢は私も十分認識をいたしております。わが国におきましても、先生のおっしゃる通り、優秀な技術者が最近特に外国に出ていく人の三分の二がアメリカに平均二年か二年半滞在しておる。向こうに永住するような人はそう多くないとお承つておりますけれども、いづれにしても優秀な人が出て行つておる。こういう事態は私も十分認識をいたしております。したがつて、その認識の上におきまして、やはりこうした流れに対抗していくわが国の技術陣を強化するといふ対策は、十分立てていかなければいかぬと思つておる。総理もお話しになりましたとおりでありますので、今後文部省等あるいは国家が持つ研究機関等を通じて、人材の養成、そして処遇、待遇等の改善、研究施設の整備等についてその努力を期していかなければならぬと考えております。

○吉田(之)委員 特に技術者の寡占、独占という問題は、ただ単に頭脳を集めるというだけでなしに、集めた頭脳を今度は研究させない、特定の技術に對しては研究を抑えるというふうなことによつても、世界の技術をコントロールすることができるといふほど深刻なものがある。ひるがえつて、いまも長官が申されましたけれども、私もこの間東海村に行つて、いろいろと現地で聞いてまいつたのであります。この点につきましても、丹羽参考人にお伺いしたいと思ひます。原研でのお話でございましたが、われわれは研究者たちは十分な基礎研究がこの原研でできると思つてやつてきたけれども、どうもそういう十分な基礎研究ができないという点で非常に失望感を持つておるというところを承つてまいりました。現に、現在年給九十三万円の収入を捨てて、大学で年給七十万円しかもらえないのに、原研から大学のほうへ歸つていくというふうな人たちが続出しておるというところを聞いてまいつたのであります。特に原子炉計測係の人たちだと思ひます。

れども、現在おしなべてその平均年齢は三十歳くらいであります。七人の三十歳前後の大学出身の人たちがおりましたけれども、現在残つておる者はただ一人である。四人は全部大学へ散つて行つた。カナダへ行つた人、あるいは北大へ戻つた人、あるいは阪大の助教授や講師になつた人、あるいは二人は一人離れて再び戻つてきてはおるけれども、すでに現在研究室から離れた立場において働いておる。結局たつた一人残つた人が、現在リアクターの重要なポイントを守つておるというふうなことを聞いたのであります。私の考えでは、ここには指導者がいないのではないかと。三十前後の優秀な若い大学出の研究意欲に燃えた人たちが、十分に指導していくところの適当な指導者がいないのではないかと。非常にたくさん心

というふうなことをみんなが言う。これではわれわれはたえられないではないかということ、私は現にこの耳で聞いてまいりました。丹羽理事長はこういう点についてどのような認識をお持ちになつておるか、お聞きしたい。

○丹羽参考人 私は、一言で言いますと、原研の、特にたとへばいま原子力委員会が決定になつて、そして新法人ができて、それがいろいろなことをやろうとしておるやり方なり内容なりをあまりよく知つていない、あるいは知らされていない、まあ若い連中といひますか、しかもそれが、かつて原研がそうであつたこと、みずから研究テーマを選び、みずからかかつて、とやうと悪いですが、いろいろな実験研究をして論文を書いてきたという習慣性がまだやや残つておる、そういう方面におきまして、いま言つたやうな比較若い層の人々の中にはまだ若干あるといふことは、私、見聞きしております。しかし私は、ついこの間も言つてまいりました、今日までに何べん言いましたか知りませんが、君たちは、というか原研の者は、原則論である、原則論ではあるが、主として目的基礎研究をやることである、その目的基礎研究といふものは何か、アイソトープのりっぱなものをつくるため、あるいは動力炉のりっぱなものを設計したり計算したりするため、あるいは放射線化学をやるためといふ目的を持った基礎研究をやるのが原則である、したがつて、かつてなテーマを選び、それが直接人類、民生に關係があるやうなものが、真理の探究的ないわゆる純粋研究をやるものは、これも原則的であつて例外は幾らもあるけれども、それは主として大学の先生あるいはそれらに近いような研究者のやることの本命である、しかしながら、原研の目的基礎研究といへども、ものによつては大学の先生がやられるいわゆる純粋基礎研究よりもっと高度な深いものもあり得ることを私は知つておる、しかしさうであつても、それはあくまで目的基礎研究である、こういうふうな最近たびたび言つております。したがつて、おおよそ——これは私の少し甘い点か

と、これではわれわれはたえられないではないかということ、私は現にこの耳で聞いてまいりました。丹羽理事長はこういう点についてどのような認識をお持ちになつておるか、お聞きしたい。

もしませんが、大部分の者は、早く研究テーマを具体的に与えられて、いまでも自分がたくわえてきた知識、経験を生かして、いわゆる目的基礎研究に従事したいという期待をおこしているのが大体的な趨勢であると私は確信いたします。

ところが、これまたたびたび外部から聞かされておりますが、私、吉田先生からこういふような御質問があるらしいというお話を聞きました。過去五年間における原研退職者の種類と数を調べてまいりました。過去五カ年間に原研をやめた者は、いろいろな種類をまぜまぜして四十八名あります。その中で外部から特にせびくれというてしちくどいくらいに本人に直交渉をし、本人の承諾を得て、最後に私のところへ持ってこられたというのが、数としては一番多いのでありますが、いまおっしゃいました——具体的にはおっしゃいませんでしたが、名古屋へ行っちゃったとおっしゃったのは高木君のことだと思ひます。あれは名古屋の大学からしちくどいくらいに私に要求がありました。と同時に、高木君の性格あるいはアビリティーを考へまして、原研の部長としてこれからの基礎研究をマネージしていくよりは、彼氏のためにも名古屋の大学へ行つたほうがよろうというふうに考へて、原研としては惜しいけれども、そうして待遇はどうするつもりだと言つたところが、原研のいまさらおつておるよりは少し減るけれども、そうひどく違わせないつもりであるというふうなことで、高木君は、実を言ふと惜しいけれども出したのであります。それに類似したものが一番多くて、過去五年間に二十一名ございまして、それから外国留学による休職のような形のものも四十八名の中に六名あります。これはとかく向この研究所の要求もありましたり本人の要求もあつて、留学期間を延ばしておる。これは休職扱いをしてあります。ほんとうのやめた者とは言えないかも知れません。それから結婚あるいは家庭の事情あるいは死亡というために原研を去つた者、あるいはなくなつた者が十名あります。そして本人のほんとうの希望——いま申しました

結婚なり家業の継承といったようなものは、本人の希望もあるかも知れませんが、これは家庭の事情が主であらうと思ひます。死亡に至つては話になりません。ほんとうに本人の希望があつて、原研を去りたいといつて去つた者は、過去五年間に十一名しかございません。したがつて、このうわさは、私に言わせていただきますならば、過大に伝えられておるというふうにししか私は思ひません。

○吉田(之)委員 いろいろ理事長から詳細に御報告をいただいたわけなんです、おっしゃるとおり原研の人たちに対しての目標と使命というものが十分与えられておらないわけなんです。知らず知らず、与えようとする努力も私は十分なされておると思ひます。いろいろ自分の努力はなされておるでしようけれども、彼らも自分のことであるから非常に敏感であります。たとえば原子力委員会がいろいろと審議しておられること、あるいは今度の事業団が設立されること、その間におけるいろいろな与える精神的な動揺、しかも結局は、われわれ原研には事業団から下請的な、部分的な研究しか与えられないのであらうというふうな悲観的な見方、こういうものがある中に對して、よほど積極的な努力をして、君たちにはこういう使命と責任があるのだ、こういう意欲を燃やしてもいいやないというふうなことは、やり過ぎて私も私は決してやり過ぎることにはならないと思ひます。ところが現状においては、委員会自身はまだ及び腰でふらふらなされておるのですから、末端の研究者たちは心配しないほうがふしぎだと私も思ひます。現にいまもお話の中でおっしゃいましたように、純粋に研究したい者は大学へ戻つたほうがいいだらう。これは学者的な良心として丹羽参考人が率直におっしゃつておるおことばだと思ひます。やはりいやくも學問と取組もうとする人たちは、純粋に學問を研究するということに対する非常に大きな魅力を持つておるわけでありまして、ならば、そういう意欲ある人たちが大学に戻らうとするのはむしろ當然だと私は

思ひます。ましてこの人たちの多くは工学部出身であります。工学部出身の人たちは何か大きいものををつくりたいという本能的な一つの性格を持つておるというふうには私は考へるのです。ところが大きいものはなかなかつくれそうにはない、部分的な下請しかもらえない。しかも純粋研究する者はほとんど大学へ戻り、あるいは諸外国へ散つていく。先生は、全く自分の意思によつて去つた者はわずかに十一人だとおっしゃつた。これは分類上はそうなるかも知れません。しかし私は、先ほど外部からスカウトされた人たちが二十一名、あるいは家庭の事情等でやめていった人十名、外国へ行つた人六名、やはり自分の意思なしには行くはずはないと思ひます。やはりいろいろと比較検討して、自分の置かれておる立場と能力を考へ、この際行こうかというところで決心して行くはずでございますから、おっしゃるやうに全く自分の意思だけでやめた者はこれだけだといふふうな考へ方では、結果としていこうといふ人材を吸収していき、結果としていこうといふうな考へ方であるならば、私は今後の日本の科学技術振興、このビッグサイエンスに取り組む姿勢としてはやがて大きなつまづきを來たすのではないかと、いふふうな気がいたします。特に金と人、人こそがこの問題の一番大事な宝ものであると思ひます。そういう点については、いまでも政府としても、あるいは原子力委員会としても、あまりにもなすべき努力が足りなかつたのではないかと、いふふうな気がいたします。この点は、特に長官もひとつ深刻な問題として考へていただきたいと思ひます。

○丹羽参考人 ちよつと関連して発言させていたが、いまま吉田先生がおっしゃいましたが、私の言ひ方が少しオーバーであつた点もあることは認めます。たとえば外国留学による休職、これは原研の発令で留學させた者も含んでおりますが、ごく少数はみずから自分で金を持つたからどここの研究所へ行かしてもらいたいと言つて行つておる者も

ございます。しかし、これは休職扱いにしてあります。したがつて、ほんとうの退職者ではないといふふうな——戻つてこない以前の者もあるかも知れませんが、それから割愛というのとは主として他方面への割愛ですが、全部しつこいくらいに要求されて行つたという者も相当ありますけれども、この数字はちよつとつかんでおりませんが、中には、私はもうやはり自由な研究が何かしたいからといふことで、自主的に大学あるいはその他の研究所へ行つた者もあることは確かであります。それにはこの五年間二十一名のうちのだれくらいだつたという数字はちよつとつかんでおりません。それからもう一つの点は、私も実は非常に心配いたしました。昨年の初めから、あるいは一昨年の終わりごろからと言つたほうがいいかも知れませんが、原研の本命というものは先ほど申し上げたとおりのものであるし、君たちの十年間に蓄積した能力なり経験なりは、必ずや好むと好まざるにかかわらず有効適切に、いやおうなしに働かされるべきが来るぞ、ついでには、その時期は、いまからほんとうに正直に申し上げますと、私の予想よりは半年以上、へたすると一年間くらいおくれれておりますので、私自身開口しておりますけれども、ともかくも、たとえばつい数日前にこゝまで決定いたしました。推進本部というところで決議をいただきました。高速増殖炉の実験炉に関する、とりあえずやらなければならぬ研究テーマというものは推進本部で議決をしておつております。いずれこれは原子力委員会へ提出して御承認を求めなければなりません、それらの各研究テーマは一つだけのものもあるし、二つ、三つ兼ねたものもあります、グループに分けまして、グループリーダーというものはすでに発令済みであります。一番まずい点は、各グループに属する、いま言つたやうな三十代、四十前後のほんとうに有能なる研究者、実験者、これの張りつけが具体的に発令されてないのです。もうおそろしく四、五日間のうちにはやられるであらうと思ひますが、立案はもう済んでおります。それが済め

ば、なるべくおれはこういうことをやらされるのかというところがわかって意気百倍するであらうと思います。いま先生がおっしゃいましたように、現在でも若干その傾向がありますが、一体新法人というものは原研とどういう関係になるだろうか、原研はある一定のことだけを下請的にやらされるだけではなからうか、したがってというよりなこと、いま先生がおっしゃいましたようなことは、私はしよつちゅう東海へ行きまして、こういうことばを使っております。君たちの揣摩憶測あるいは疑心暗鬼は無理もない、しかし、もうちょっと待て、こういうことを言っております。したがって、各プロジェクトあるいは各研究グループに所属する人間の具体的な発表をいたしましたれば、この疑心暗鬼はほとんど大部分解消はしないか、こういうふうに思っております。

○吉田(三)委員　あまりこまかいことは聞きたくないのですけれども、しからばそういう四十八名の流出と申しますか転出といいますが、そういう人たちに対する十分な補充はすでになされたのですか。あるいはこれが完全に補充されただけでは戦力の強化にはならないのですよ。こういう人たちのほんとうの働き手でおつてくれて、さらにあとに続く者がなければならぬのですが、それはそれとして、四十八名の補充はなされたかどうか。あるいは休職扱いになっておる人たちの補充がなされなければならない。休職だって、アメリカで研究してくれても日本では何ら関係ないことですから、そういう補充がされておるのかどうか。要するに、私の考えとしては、やはりいろいろな学校や団体や諸外国から呼ばれる場合にも、なお原研のほうにはるかに魅力があればこの人たちは出ていかないと思うのです。そこに私は問題があると思います。

○丹羽参考人 おっしゃるような点もないとは申されないと私は思います。しかし、人数だけから申しますと、これは過去五年間の話ですから、五年間に四十八名、一年にしますと十名以下であります。人数的には、新入者としてこれより何倍か

の、何倍になるか知らぬが、過去五年間ですから、私が就任しましてからも約三百何十名もらつておりますから、たぶん十数倍の補充はしてきておると思います。しかし、質的に申し上げますと、この四十八名、死んだ者は別として非常に惜しい人が多いと思います。したがつて、完全に質的に四十八名が一〇〇%フィルアップされておるといふことは申されないというふうに考えます。

○古田(こ)委員 次に、有澤先生に御質問申し上げます。

国産化という意味の定義と申しますか、いろいろな意味で使われているようでもありますので、私は具体的に軽水炉の国産化をはかるといふような場合、あるいは転換炉の国産化をはかる、いろいろおっしゃいますけれども、一体この国産化ということばはいかにようにも解釈ができるわけなのです。例をあげて御質問を申し上げますが、たとえば三十五万キロの動力炉をそのまま導入をいたしまして、そうしてこれと全く同一のものを国内のメーカーがつくる、これはいわば組み立てることになりますね。全く同一のものを国内のメーカーが組み立てる、こういう意味で国産化ということばが使われておるのかどうか。あるいは二番目として三十五万キロを導入して、これを基礎として技術的な習得をいろいろやってみて、そうしてこれを拡大発展したものをみずから設計して組み立てる、これがほんとうの国産化の意味なのか、あるいはライセンス・アグリメントに基づいて設計図を提供してもらい、そうしてその設計図に基づいて国内メーカーがこれを組み立てる、これを国産化と呼ぶのか。たとえていえば、この三つのうちのいずれをさして国産化とお考えになっておるのか、お伺いしたいと思います。

○有澤靜明員 国産化という場合にはいろいろな段階があると私は思います。完全な国産化ということになりますれば、いまの例で申しますならば、三十五万キロの動力炉を最初は導入して、それに基づいてその技術を、またその技術以外の研

究をプラスして、そうして同じ型の——同じ型というのには、たとえば軽水型なら軽水型というものの製作をやれる段階が国産化としては最も完全なもののだと思います。しかし、最初のうちはなかなかそうはいかないでしょうから、最初のうちは、この設計図をもらってきて、それをもとにして国内の頭脳と技術でこれを製作するものむろん国産化というふうには言われると思います。

○吉田(二)委員 少し幅広いお考えのようだと思いますし、私はその考えでいいとは思いますが。しかし、やはり第二番目の国産化という考え方と三番目の国産化という考え方とは、その難易の度合いにおいてずいぶん違うのだからとわれわれは思うのです。そういう非常に幅広いものをさして国産化を定義して、わが国で国産化をやるんだといったって、これはどうもピントが合ってこないと思うのです。したがって、今後の、たとえばここ数年間の国産化はこのワクでやるんだ、将来の国産化ということばはこれに限定した純粹な意味の国産化なんだ、こういうことの羅針盤をはっきりしないと、組織の組み方も予算のつけ方も定まらないというふうな気がするのをございますけれども、その辺までいろいろとお考えになったことがあるのかどうか伺いたい。

○有澤勲明員　いま御指摘がありました最初の段階、おそらく原子炉で申しますと二号炉とか三号炉程度というのは向こうの設計図に基づいてそれを国内の頭脳と技術で製作するという段階であろうと思います。もつともその際にも、日本の場合におきましては地震その他がありまして、やはり日本的な改良もそれに若干加えなければ、いわゆるアメリカのもののそれものを持ってきてすぐどうというわけにはいかないのではないかと思います。しかし、それは国産化の初期の段階で度合いによって国産化しまして、そして外国にも輸出ができるというふうな段階に進んでまいりますのには、やはり自分でその同じタイプの炉については自分の研究もあり、経験もあり、そして自分自身

で設計はむろんのことですが、設計を立てて製作をするという段階に到達することだと思っています。

○吉田（三）委員　では、そのやさしいほうの国産化ですが、この国産化する炉などについてのいろいろな計画はすでにお持ちのはずだとわれわれは思うのです。そういう計画まで、たとえばいつどこがやさしいほうの国産化の意味での開発をするんだというふうなことをお考えになっているのかどうか、あるいは、そのときにも相当なリスクが伴うと思います。これに対する負担はだれがするのか、お考えになっているのかどうか伺いた

○有澤説明員　いま海外で開発されましたいわゆる在来炉型の導入、またその導入に基づいての国産化、つまりやさしいほうの国産化でございますが、これはわれわれといたしましては、それに使う燃料でありますとか、その安全性の問題とか、そういう問題についての、国産化についての助成という問題を考えておるわけでございます。何といいましても海外に開発された炉でございますから、それを使う人が、つまりユーザーがはっきりしないといつくるというわけにはまいりません。ですから、ユーザーがあつて、そしてそのユーザーがメーカーに発注してそのメーカーが国産化を進めていく、こういう段階にならうかと思ひます。さらにそれを改良してより発達した、より進んだ国産化の場合になりますと、これは私は国内のメーカーとユーザーとが一体になつてこういう炉を――在来型の炉でございしますけれども、その改良型のこういうものをつくりたいというプロジェクトを持つてまいりますならば、それにつきましては政府のほうでも十分助成をしたい、こういうふうな考えております。実はこれは、私、メーカーにもユーザーにも何回か呼びかけておるのです。そういう一つのメーカーとユーザーとのプロジェクトをひとつ持つてこい、こういうことを申しておりますが、しかし、おそらくはその段階になりますにはこの初期の国産化の時代を過ぎないとなかなかそこまではいけないんじゃない

か、こういうふうに考えます。

○吉田(之)委員 いま在来炉のお話が出ましたが、在来炉、実証炉、大体同じ意味でございすね。私はこの機会に、有澤委員らが絶えず在来炉とか実証炉とかお述べになりますけれども、しかしらば一体実証炉というのとはどういふ意味なのか、読んで字のとおり、すでに実証済みの炉だといえばそれまでです。しかし、私はこの実証といふことが、非常に疑問を持たざるを得ないわけなんです。なぜかといふと、アメリカにおいてドレスデンとかヤンキーなどがいわゆる実証炉といわれるもの、この運転実績は総出力の五〇%を下回っておるといふにわれわれは聞いております。この実証炉と呼ばれるものにもいろいろとまだ問題点があるのだというのを私は証左していると思うのです。これは商業発電所としては今後非常に大きな問題になってくると思ひます。

次に、最近アメリカの原子力委員会は、軽水炉の拡大についてもきわめて慎重になってきたといふことをわれわれは聞いております。たとへばTVAの開発について建設許可を出したけれども、運転許可は別だと言つておるといふふなことであります。今後非常にきびしい監視をしていくといふふうになつておるといふことが、したがつて、AECは軽水炉の拡大設置に伴つて安全上最近きわめて慎重になつてきているのではないかと、メーカーのほうであるGEのほうも、こういうアメリカ原子力委員会の安全度に対する非常にきびしい監視的な態度に対しては実は困つておるといふふうなことも聞いておるわけなんです。

ひるがえつて、わが国の原子力委員会はこういう実証炉の安全性とかいふ問題については、それと比較してさうぶろ大膽過ぎるのではないかと、まだ日本で十分国産化もされていないのに、外国ですでに実証されたんだからもう全然だいじょうぶなんだといふふなことで取りかかろうとしておられるところに、将来懸念が起きないかといふことを伺つておきたい。

○有澤説明員 ただいま御指摘のAECが、いわゆる実証炉についての安全性のサイドから非常にきびしくなつてきておるといふお話でございす。私の知つておるところでは、この安全性の審査につきましても、アメリカのほうはだんだん、逐次審査を進めていって、最後になつても運転よろしいといふところまで審査を段階的に進めていくような方法をとつております。おそろくTVAの場合においても、だんだんラージスケールの炉になります。それだけに非常に小さい炉の場合よりもずっと慎重な安全性の審査が段階的に進められておる、こういうことではなからうかと思ひます。

日本の場合においても、安全審査は全部のデータを出して、それについて全体的に検討をやる。一つ一つ段階的にやるわけじゃなくて、全体としてやるわけなんです。その安全審査のやり方は、きょうは山田委員がお見えになつておりますから、山田さんからお話をさせていただいたほうがいいかと思ひますが、そういうわけでございすので、別に実証炉だからそのまゝ安全であるといふふうになつておるわけではございません。実証炉といふことも、やはりちゃんと日本の安全審査会にかかけまして、安全であるかどうかを十分検討した上で設置の許可を出すわけでございます。ですから実証炉といふのは、いまも現に開発が進んで営業運転をあとこつちでやつておるといふ炉であるといふことでございす。そうだからといって、すぐにそれが採算が合つておるか合つていないか、そういうことはまた別問題ではないかと思ひます。

○山田説明員 ただいまの初めにありました、実証炉といつておるけれども、まだ実際の発電能力は半分ぐらいのものが多くはないかといふお話がございす。むしろ初めの計画が十万千瓦であつたものが、同じ原子炉で十二万千瓦にできる、あるいは十四万千瓦にできるという、いわゆるストレッチという形の出されておるといふのが、むしろ実情であらうといふふうに考えております。

が、むしろ実情であらうといふふうに考えております。

それから第二の、アメリカの原子力委員会が、最近非常に安全性について深刻な考えを持つてきたといふことにつきましても、これはアメリカが、従来非常に都会から離れたところに原子炉を置く、あるいはいわゆる格納容器によつてこの安全性を保つといふ考え方をしておりました。ところが、だんだん電力事業者その他の要望が、人口の多いところに原子炉を置きたいといふ、当然の要望が出てまいりましたので、それに対しては、従来彼らの考へておりました格納容器だけでは十分であつて、燃料が溶けないような装置を同時に開発しなければいかぬといふ考え方に最近転換してきたのであります。日本におきましては、これは安全指導のやり方を御説明しないといけないのですが、非常に大膽な仮定をいたしました。原子炉の事故が起ると燃料が全部溶けてしまふ、こういう前提からスタートしておられて、どうせ溶けてしまふものならば、燃料を溶かさないように努力する必要があるといふ考え方がむしろございす。しかしそれではだんだん都会に近づくようなことを考へる場合には困つてまいりました。それで設計上原子炉の燃料を事故が起つても溶かさないといふ装置について力を入れてきたといふ点があらわれております。これもつい最近、アメリカの原子炉等の安全の関係者が参りました。それとも話し合つた結果、日本が三年くらい前に考へておつたことを、いまごろ考へておるかといふふうになつた。三年くらい前に、私が燃料を溶かさないといふことが大事である、溶けてからそれを溶かすといふことよりも、そういう方向にアメリカがなつてきたといふことでございす。

○吉田(之)委員 いろいろいま有澤委員とそれから山田さんとの説明の中に、われわれもなかなか専門的ではなかつたかと思ひますが、若干の見解の違ひもあるのではないかと思ひます。これはいろいろとさらに研究をしていただきたいと思ひます。

のですが、私は有澤委員がおつしたように、実証炉ではあつても、まだまだいふゆる商業ベースとしては、それは完全に採算のとれるものだと実証されているわけではないし、さらにまた、小さい炉であるからだいじょうぶであつても、大きなものであるならば、非常にやはり安全性の問題で再検討を要する点が出てくるであらうし、あるいはいまお話しのとおり、僻地であるいは離れた海岸でつくつておる間はいいとしても、どんだん都市周辺に動力炉をつくらなければならぬといふふうな事態になつてくれば、また新たな問題が出てくるであらうと思ひます。このように実証炉、実証炉と申しまして、決してすでに完全にあふなげなく、いつ何ときでも使えて一〇〇%その効果を發揮し得るものであるとはわれわれは考へにくいと思ひます。さらば、軽水炉はすでに実証済みである、実証済みなんだから全部民間でやりなさい。われわれは新型転換炉と高速増殖炉のほうのウサギを追うのだといふふうには、政府の考へ方がきまつてきておるにわれわれは聞いておりますけれども、少し問題があらはれないかといふふうには思ひますが、有澤先生はどうお考へですか。

○有澤説明員 政府としましては、いろいろやるべきことが多いので、政府として力を入れるべきものは、まだ日本のエネルギー事情からいって、日本として必要だ、ほしいと考へる炉の開発に大きな力を入れるべきものだと、こういふふうな考へ方をしております。実証炉といふのは、まだ実証といひますか、いまの採算の結果とか安全性についても、それはもうすでに開発されて、長い間それの形で利用されておるから、長い経験も積んでおります。その原理とかメカニズムも十分証明がある程度についておるわけなんです。ですから、そういうものは日本のメーカーも設計図なら設計図あるいはノーハウといふものさへ手に入れば、日本のメーカーの技術をもつてしても私は製作ができると思ひます。この場合の安全性についても、一応アメリカならア

アメリカにおいてすでに検討済みのものでありますけれども、日本においてそれを設置する場合に、さらに日本の安全審査会をこれに十分検討して安全性を確かめる、こういうやり方をする事になっております。でありますから、実証炉を、つまり在来型、すでにアメリカならアメリカで開発したものを日本自身でまた政府が研究開発の費用を投じてこれを開発するということは、先ほど申しましたように燃料の問題であるとか、日本として特に必要な安全性の耐震設計であるとか、設備という点においては、むしろ日本においてある程度研究開発をしなければなりませんから、また、そういう点において政府が助成するという事は考えまされども、しかし製作そのものはもうユーザーとメーカーとの間でお話し合いがあつて製作をしていただく、こういう方針を委員会としてはおつておるわけでございまして。

○吉田(之)委員 いま申されました軽水炉の国産化についての政府の助成の問題ですが、確かに炉はできると思ふのです。しかし問題はそれが商業ベースに合うかどうか、ここに一番の問題があると思ひます。やがては合うだろうと思ひますけれども、やはり初期においてはいろいろな思ひやうの問題が出てくるだろうと思ひます。実はこの点で長官にお伺ひしたいのでございまして。これは六月一日の佐々木良作氏の質問に對しては、六月九日の参議院本会議において、向井長年氏の質問に對して菅野通産大臣は、税とか、関税とか、開銀の融資等いろいろな協力いたしまして、そのあとで長官がお立ちになつて、通産相のお答えのとおりであります。と、こゝ御答弁なさつておられますが、これは科学技術庁の長官の協力のしかたとしては、これは通産大臣の考えることとは別な方法での協力がなければならぬと思ひますので、こゝいう点について、その後長官は民間の軽水炉の開発につ

いて、国産化についてどのように協力していこうというふうな考え方をきめられてゐるか、御質問申し上げたいと思ひます。

○二階堂国務大臣 これはやはり私は民間、ユーザー、メーカーが主になつてこれを開発していくべきものだと思つておられますが、もちろん経済性に合うかどうかということが一番大きな問題でありまして、御指摘のとおりでございますが、私はそういう面では通産大臣がお答えになりましたとおり、資金あるいは税制の面で政府も御援助をしましていくことがたゞで済んでおるかどうかと思つておられます。しかし、なおこの基礎的な研究あるいは欠陥等を是正する意味においての国としての研究助成は、別な方法で考えていくべきものではなからうかというふうに考えておられます。

○吉田(之)委員 次に、新型転換炉の日本のなものとこのことに関する質問をいたしたいと思ひます。

これは有澤先生にお伺ひをいたしたいのですが、われわれは新型転換炉の開発について日本のなものと、これは専門家に聞いた説でございまして、CAN DUとSG HWの中間的なところにあるものが日本のなものであるというふうに想定できるというふうにお聞きしております。この中間にあるものというものは、私は転換比の問題であると思ひます。私は今度のこの法案にも転換比の定義に転換比を政令で定めようというふうなことも書かれておりますので、いすれにしてもこの転換比という問題が今後新型転換炉については非常に重要な問題なわけではなからうか、それがいろいろ燃料資源等とも比べ合せて、きわめて日本的なものと結びつく重要なポイントであるのではないかと、こゝにわれわれは憶測をしてゐるわけなんです。しかしながら、この転換比というものは、その簡単に計算できるものではないといふふうなことも一方側から聞いております。この間開かれたIAEAの燃焼度に関する国際シンポジウムで、この問題はまだきわめてむずかしいことが明らかになつたというふうにわれわれは

承つております。技術的な観点から、この日本のなものと、こゝを納得いくように一度御説明をいたしたいと思ひます。

○有澤説明員 この問題は、山田委員からお答えを――私よりは山田委員が適当でございまして、

○山田説明員 CAN DU―BL Wと、それからSG HWと、それからわれわれの考へております新型転換炉は、みな重水減速の軽水沸騰型、こゝいう一つの型に入れられますから非常に似てはおります。しかし、カナダはカナダなりにオプティマイズしておりますし、イギリスはイギリスの条件においてオプティマイズしております。それを簡単に申し上げますと、カナダは天然ウランでいくということをお本旨としておりますから、これは日本もぜひそうしたいのですけれども、その非常にいい点はございまして、逆にこれは御承知のとおり天然ウランでやりますと、重水を使いまして原子炉は非常に大きなものにならざるを得ないのであります。あるいは重水をたくさん使わなければならないということから、資本費が高くなつてまいります。建設費が高くなつてまいります。しかし、カナダの条件はわりあい金利等が安いものですから、建設費の高い面はそれほど影響してまいりません。

それからもう一つは、少し中に入つて非常にむずかしいことで申しわけないのでございまして、天然ウランにするための努力の結果は、原子炉の中にあるひずみを与えております。これは正のボイド係数という名前では呼ばれておりますが、沸騰型でございましてからあわがでますので、あわがでると原子炉のエネルギーを出す力がどんどんふえる、こゝういふ傾向がございまして、これは三つの面に影響を与えて、一つは原子炉の動特性と申しますか、原子炉の出しております出力が変りますと、それに対応する場合に非常にぐあいが悪いことが起こります。それから第二に、もし事故が起こつて水がなくなつてしまふと、これは全部あわになつたわけですから、その場

合には非常に原子炉の出すエネルギーがよいになつてくる。第三は、原子炉の普通の運転におきまして、原子炉の中の燃料の熱の出方が非常な変なところに出るやうなことが出てまいります。そういう三つのぐあいの悪い点があるわけでございますが、それにもかかわらず天然ウランでいくというためには、カナダはその運転上非常に努力をしなければならぬという点がございまして。

ところが、日本は一つの条件をいたしまして、金利が高い。それから現在ではございせんが、将来ブルトニウムを自分で持ち得るであらうといふことがございまして、この再処理といふことは現在カナダは考へておりません。したがつて、その二つの点をわれわれは入れることができません。同時に、一般論をいたしまして、重水ウランにおきまして、やはり若干濃縮したほうがいいという事は、これは定説でございまして、したがつて、濃縮したほうが経済的になるという事は定説でございまして、その意味で、濃縮ウランあるいはブルトニウム濃縮を使いまして資本費を下げるといふこと、それからいまの正のボイド係数を小さくする。非常に不利な点をなくすといふことの二つの点を入れることになるわけでございます。

なおSG HWは、これは濃縮ウランでございまして、イギリスは自分自身濃縮ウランをつくる能力がございまして、この濃縮ウランをパラメーターにして燃焼度を変えたり設計を変えたりしておりますが、しかし、ブルトニウムは、その場合に現在の中に考へておりません。したがつて、SG HWでブルトニウムを燃焼すると非常に燃焼度が悪いのです。ですから、日本の場合には濃縮ウランとそれからブルトニウムを両方使つて一番いいところを選び出すといふ点にございまして、なるほどCAN DU―BL WとSG HWのまんな中ではございまして、そのまんな中にある点が日本に相当適した点を持つておるといふことを申し上げたいと思ひます。

○吉田(之)委員 結局おっしゃるとおり、CAN DUとSGHWの——何か専門的にはよくわかりませんが、大体そのまん中くらいのところであり、日本のなものを開発して、そうしてブルトニウムを大いに使いつつ、濃縮ウランを持たない日本としての燃料の自立サイクルをひとつ確保して、大体そのようなことでございます。

ところで、結局はそういう非常にまだ不確定要素の多い転換比の問題等非常にむずかしい問題をとらえながら一つの炉型に限定して新型転換炉を日本が開発して、独自でやっつけていくという結果、結局できたものがCAN DUとほとんど同じようなものであったとか、あるいはSGHWと大同小異のものであったとかいうふうなことになるのは、これは非常に遠回りしたことになるのではないかと。むしろわれわれは新型転換炉を純粋に国産でやっつけていくという意欲は大いにわかって、やはり効率を考えて、導入しなから逐次改良を加えていく方法もあるのではないかと。あえてどうしても新型転換炉だけは純粋に日本独自で開発しなければ日本のものができないのだとおっしゃるあたりをもう少し御説明いただきたい。

○山田説明員 一つの間にCAN DU—BLWに化けていたりあるいはSGHWになっているというところはあります。これは重水と燃料の比、あるいは重水とそれから軽水の比といったものをデザインの根拠といたしております。そういうことを少しずつ変えていくことによって、いま言ったようなものが出てまいります。いま言ったようなものが日本のものであろうというふうに考えておりますから、そういう方向に行くことはあり得ないと思っております。以上です。

○吉田(之)委員 次に、民間との協力の問題について少し承っておきたいと思うのです。これは通産省の方がおられれば特に承りたいと思うのですが、おられなければ、長官にちよっとお伺いいた

しますけれども、かりにいま問題になっております新型転換炉、あくまでも政府が今度の事業団で開発研究をしよう、こういう御意思のようでございますけれども、かりに民間のほうからたとえば百億なら百億の研究開発費を国から投入してくれないか、ならばわれわれが責任を持ってひとつ民間でもやってみようというふうなことを申し出たとするならば、これは仮定の論議でございますけれども、一体国としては、それでもこれは国でしかやらないのだ、民間ではやらないというふうな非常に閉ざされたお考え方であるのかどうか。いまかりに民間がもたらす導入するかもしれない。しかし、たとえば非常に有効な風力発電所ができた。それは日本では風力というものは幾らでもある。これを導入すれば日本のエネルギー安定のために非常に役立つものなんだというふうな場合に、これは科学技術の面からいえば、そんなものは導入したっておもしろ意味がないと思うので、これは無視できない問題だと思っております。たとえばの話で失礼でございますけれども、日本の総合エネルギーの面から考えて、いま急に導入すればすぐに間に合う新型転換炉の可能性が出てきた場合に、そしてそれを民間があえて受けて立とうというふうな条件が出てきた場合には、国として、政府としてはどうなさるか。非常に重要な質問でございますけれども、一つの政府の決心を聞くパロメーターとして伺っておきたいと思っております。

○二階堂國務大臣 仮定のお話でありまして、私はそういう仮定のお話にはならぬと思つて、したがって、日本の現状に適したそういう新型転換炉の開発を今後も積極的に進めたいということでございます。ですから、そういう仮定のような話にならないという前提に立つて国も考えておるわけでございますから、なかなか答弁がしにくいのですけれども、まあその辺でひとつごんべん願いたいと思つております。

○吉田(之)委員 最後に、新型炉にしてもあるいは高速増殖炉にしても、これはやはり非常に大問

題だと思つております。二兎を追う者は一兎をも得ずということばがありますけれども、この二つのウサギというのは非常に大きなウサギであると思つて、この二つをいつまでも追ひ続けるのか、一定の段階で新型転換炉に一つのめどがつけば、それはあとひとつ民間にまかせて政府は高速増殖炉一本に切りかえていくのか、この辺の見通しについてどなたかから、お考え方があれば承りたい。

○有澤説明員 新型転換炉につきましては、この事業団で原型炉を建設いたします。そのときにこの原型炉に基づきましていわゆる実証炉をつくるならば、そのときの在来型といましようか、コンベンショナルなものに比べまして経済的にも太刀打ちができるだろうというふうなめどがつくわけでございます。それがこの事業団のプロジェクトの成功という場合であらうと思つて、われわれはその成功をあくまでも確保しようと思つておりますが、そういうことになりましたら、あとは新型転換炉をユーザーのほうにのべて使われる、こういうふうな考えです。ですからその段階に至れば新型転換炉についてさらに研究開発を加えなければならぬというふうなことにはならないんじゃないかと思つて、いわんや、その時分になつてまいりますと、おそらく高速実験炉の実用化の時期も非常に近づいてきておるといふことが言えると思つて、ですから、そのときに高速実験炉のほうの将来がまだめどが立たないというふうなことになるならば、また新しく考えなければならぬ問題が出てくるかもしれないが、いま世界的な傾向から判断をいたしますと、大体十五年ないし二十年ごろになりますと高速増殖炉の実用化という時期にだんだん入つてくるだろう、こういうふうな考えております。あとは高速増殖炉を一本に何十もつくるといふわけにはなかなかまいりませんので、一方、在来の軽水炉と、それからわれわれが開発した新型転換炉、そういう形の発電所もあれば、まだ高速増殖炉に基づく発電所もつくられていく、そういう形になつて大体二十一世紀を迎えることになるのじゃないか、そう

いうふうに考えております。

○吉田(之)委員 以上、私はいろいろと現在の問題点、あるいは今後の検討に必要な用語の概念、あるいはあくまでもナショナルプロジェクトと取り組んでいくとする政府あるいは原子力委員会の決意のほどをお伺いしたわけなんです。先ほどの総理の答弁を聞いておりますと、ずいぶん皆さん方と総理との間にこの問題に対するこまやかな点では認識のズレがあるように思つて、大筋はどうせ一生懸命やるんだ、それはだれだって考えているのでしようけれども、非常にこまやかな点でまだまだ意思の疎通を欠いておられる。もつと総理を皆さん方が教育してもらわなければいかぬと思つて、もつと問題点を率直に総理に伝えておいていただかなければ、幾らここで論議したつて結局は壁に当たつてしまふのじゃないかというふうな点を非常に懸念いたしますので、その点も特に長官をはじめ皆さん方にお願ひいたしておまして、一応私の質問を終わらさせていただきます。

○矢野委員長 両参考人には長時間にわたり、まことにありがとうございました。

次会は、明二十八日水曜日午後二時より理事會、二時十五分より委員會を開くこととし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時四十四分散會

科学技術振興対策特別委員会議録第十二号中
正誤

ページ	段	行	誤	正
二	三	三	三十倍	三十倍
七	二	六	こう、いう	、こういう
八	一	三	ありま	あります
九	二	七	行なわれ	行なわれて
九	三	七	しる	する
〇	二	八	結果論	結論
〇	三	三	ついでいての	ついで
二	二	末	二の	二つの
二	四	末	おまりす	おります
三	四	四	諮意	恣意
三	四	六	原子力委員	原子力委員会
〇	一	五	開発	開発

昭和四十二年七月一日印刷

昭和四十二年七月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局